

令和3年第4回玉城町議会定例会会議録（第1号）

- 1 招集年月日 令和3年9月14日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年9月14日（火）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）

1 番 福田 泰生	2 番 渡邊 昌行	3 番 谷口 和也
4 番 津田久美子	5 番 前川さおり	6 番 山路 善己
7 番 中西 友子	8 番 北 守	9 番 坪井 信義
10 番 奥川 直人	11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚
13 番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室長 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊	地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人	監 査 委 員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 中村 修穂
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名

10 番 奥川 直人 君
12 番 風口 尚 君
 - 第 2. 会期の決定 15 日間
 - 第 3. 諸般の報告

報告第 7号 玉城町財務書類の概要（令和元年度決算）
報告第 8号 令和2年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書
報告第 9号 令和2年度玉城町公営企業会計決算審査意見書
報告第10号 令和2年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書
報告第11号 例月出納検査結果報告書（令和3年5月分～7月分）
 - 第 4. 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第 5. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 第 6. 議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第54号 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第58号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第59号 令和2年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第60号 令和2年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第15. 議案第61号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第17. 議案第63号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について
- 第18. 議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第19. 議案第65号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第20. 議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第21. 議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について
- 第22. 議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について
- 第23. 議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第4号)
- 第24. 議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第25. 議案第71号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)
- 第26. 議案第72号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第27. 議案第73号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第28. 議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第29. 請願第 1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願
- 第30. 請願第 2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 第31. 請願第 3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充

を求める請願

第32. 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願

第33. 発議第 6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長(山口 和宏) ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第4回玉城町議会定例会を開会いたします。

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を取らせていただいております。

三重県下の緊急事態宣言が9月末まで延長されたことから、執行部の臨席を議案に関わる職員のみとし密を避ける対策を行い、他の職員は委員会室で待機することとしています。

また、サーキュレーターにより常時換気を実施するとともに、1時間に1回10分程度の休憩を挟んで議場を開放し、十分な換気を行うこととします。

飛沫感染防止のため、会議中及び発言の際におけるマスクの着用を義務づけいたします。

ウイルス感染防止対策として、適宜、水分摂取を許可いたします。

現在はクールビズ実施期間中ですので、本定例会においても上着の脱衣を許可いたします。

ソーシャルディスタンスの確保の観点からマイクの設備のない席がございますので、質疑の際は質問席にてお願いいたします。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮と円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、町長から定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 令和3年第4回玉城町議会定例会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、全国的に感染力が強いデルタ株による感染が猛威を振るっているところでございまして、現在、全国19の都道府県に緊急事態宣言が発出され、8県にまん延防止等重点措置が適用されておる状況でございます。

三重県におきましても、感染が急拡大いたしまして、先般、緊急事態宣言延長に伴って三重県緊急事態措置も9月30日まで延長されたところでございます。

当町におきましても、町民の皆様の安心・安全の確保のため、町内の公共施設の一般

貸出しや期間中に予定をしておりましたイベントの中止あるいは延期を決めまして、感染防止対策に努めておるところでございます。町民の皆様には、自粛生活に大変ご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第であります。引き続きご自身と大切な人を守るため、マスクの着用、3密の回避、小まめな手洗い、消毒など基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、不要不急の外出、県外への移動を控えていただくようお願いをいたします。

ワクチン接種につきましては、9月13日現在で、65歳以上の方の接種は2回目の接種終わりまして、接種率が94%が完了ということになっております。希望される高齢者の方々への接種は、おおむね完了したものと考えております。12歳以上の対象者では、84%の方々へ1回目の接種を完了いたしまして、大きな混乱もなく順調に進められております。このことは町内医師会をはじめ、玉城病院、医療従事に管区する皆様方の懸命なご尽力のたまものと改めて深く感謝を申し上げる次第です。

現在、家庭内感染や若者への感染が拡大をしております。まだ接種がお済みでない方は、ご自身や大切な人を守るために接種を積極的にご検討をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、先般の7月、8月には、停滞する前線の影響で、全国各地で大雨による甚大な被害をもたらされました。このたびの災害により犠牲となられた方、被害に遭われた方々に心より哀悼とお見舞いを申し上げます。

今、台風14号の接近が心配をされております。町民の安全・安心を守るため、引き続き玉城町でやるべきことをしっかりと確認しつつ取り組んでまいります。また、ご自身の適切な行動が極めて重要でありますので、備えを万全にさせていただきますようお願いを申し上げます。

コロナ禍で、今月下旬から開幕予定でございました三重とこわか国体、とこわか大会は残念ながら中止となりました。両大会の開催に向け、関わってこられた全ての皆様のご努力に敬意を表します。

一方、先般開催されました東京オリンピック・パラリンピックでは、日本がオリンピックでは過去最多のメダル、パラリンピックでは過去2番目の多いメダルを獲得し、多くの人に感動を与えてくれました。

また、町内では、夏休みに、初めての取組でございましたけれども、小・中学生向けの早朝陸上教室が毎日、玉城中学校グラウンドで開催をされました。朝早くから多くの子供たちが参加してくれました。子供たちは皆笑顔で中学校の先輩たちと交流し、有意義な時間を過ごしていました。保護者の方からも、コロナ禍の夏休みに早朝から活動し、規則正しく過ごせた、他の学校の生徒や中学生の子供たちと一緒に活動ができ、よい思い出になったという感謝のお言葉が多くあったそうでございます。この企画、ご指導をいただきました方に感謝を申し上げます。

小・中学校では、21日までを分散登校及びオンライン学習といたしまして、その他児

童・生徒の机にパーティションを設置するなど学校一体となって感染防止対策を徹底をし、子供たちの日々の学習のために、先生方、頑張ってくださいとおるわけであります。

最後になりましたけれども、議員の皆様におかれましては、議員活動や議会運営に關しまして最大限のご配慮・ご協力を賜っておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第です。

本会議では、諮問が2件、決算認定や条例改正、補正予算など23議案をご審議賜ります。何とぞよろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

10番 奥川直人 君

12番 風口 尚 君

の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山口 和宏） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月28日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、先般配付しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏） 次に、日程第3、諸般の報告をいたします。

報告第7号 玉城町財務書類の概要（令和元年度決算）、報告第8号 令和2年度玉城町一般会計・特別会計決算審査及び基金運用状況審査意見書、報告第9号 令和2年度玉城町公営企業会計決算審査意見書、報告第10号 令和2年度決算に基づく財政健全化比率審査意見書及び令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書、報告第11号 例月出納検査結果報告書（令和3年5月分～7月分）、以上の提出がありましたので、その写しをお配りしております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 諮問第1号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、年々、住民のニーズが多様化し、その内容も複雑化しております。

人権意識は普及してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。

今回、本町の人権擁護委員の神崎正巳氏が令和3年12月31日に任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員として適任と考え推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

なお、補足は省略させていただきます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（山口 和宏） 起立全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 諮問第2号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

今回、人権擁護委員の西山多鶴子氏が任期満了となることに伴い、人格、識見高く広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任と考え、犬丸眞弓氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案については討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決も起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は起立願います。

（全 員 起 立）

○議長（山口 和宏） 起立全員です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第52号から日程第16 議案第62号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第6、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第16、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

決算の概要につきましては、歳入総額83億8,045万5,913円に対し歳出総額は81億3,295万6,600円で、歳入歳出差引額は2億4,749万9,313円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は2億2,327万3,313円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は21億2,094万8,121円で、前年度からは微減となりました。

地方交付税は16億2,651万5,000円で、前年度対比23.8%増となりました。

ふるさと応援寄附金は1億1,173万7,014円となり、前年度対比30.9%増となり、全国から多くの方々に玉城町を応援いただきました。この場をかりて厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応に係る国の措置として、特別定額給付金事業に15億4,786万7,511円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に2億8,787万8,000円などの交付があり、予算総額が37%増となりました。

次に、歳出の状況について、第5次総合計画の項目に併せて説明申し上げます。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」の主なものとして、国のGIGAスクール構想に基づき、玉城町の小・中学校における学校ネットワーク環境、1人1台端末の整備を進め、児童・生徒用にタブレット端末を配布いたしました。また、外城田川の防災対策工事、町道の舗装補修といった道路維持改善などハード整備を継続しました。

次に、「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」の主なものとして、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策や各地区への健康づくり事業のさらなる推進をしました。また、昨年8月に宣言しました「やさしさ」と「おもいやり」あふれるまちづくりの取組に、非常に多くの皆様のご理解・ご協力いただきました。防災・減災対策としては、防災行政無線のデジタル化、伊勢市消防署玉城出張所の新築工事を着実に進め、また指定避難所への防災倉庫の設置など防災安全対策の強化をしました。

次に、「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」の主なものとして、プレミアム付き商品券の発行・販売、玉城町版事業所持続化給付金など、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の事業継続を支援しました。

次に、「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」として、田丸城跡の石垣修復や維持保存に努めるとともに、玄甲舎の庭園復元整備の実施など玄甲舎周辺の環境整備を継続しました。

最後に、「協働のもとで進める効率的なまちづくり」では、第6次玉城町総合計画の策定、個人番号カードの専用窓口を設置した普及促進、コンビニや新たな日常におけるデジタル化の推進など、よりきめ細やかな行政サービスの提供に必要なものに重点投資し、財源の確保に努めつつ、持続可能なまちの経営に向けて財政運営を進めてまいりました。

令和3年度は第6次総合計画前期基本計画の初年度であり、掲げるまちの将来像「だ

れもが安心して、元気に暮らせるまち「ふるさと玉城」、また第2期玉城町版まち・ひと・しごと総合戦略の実現を目指し、誰一人取り残すことなく、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守り、まちの将来像の実現に向けた施策・事業の着実な推進に努めてまいります。

なお、詳細は、会計管理者から説明をいたさせます。

次に、議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和2年度末の被保険者数は3,217人で、前年度末と比較してやや増加し、保険給付費は前年度と比較して6.6%増加しました。

財政運営の主体が県となってから3年経過しましたが、引き続き特定健康診査などの保健事業に力を入れ、医療費の抑制、被保険者の健康維持増進に努めてまいります。

令和2年度決算の歳入総額は15億1,181万8,384円で、このうち保険料収納額は、全体の17.1%に当たる2億5,798万4,569円でした。

現年度の保険料の収納率は96.9%で、昨年より0.6ポイント増加しました。今後も収納対策を講じ、負担の公平性の確保に努めてまいります。

その他、一般会計から9,921万9,937円の繰入れを行い、新型コロナウイルス感染症対策の影響を考慮し、財政調整基金繰入金7,500万円を活用して保険料率の維持を図りました。

歳出総額は14億8,627万553円で、このうち保険給付費は9億9,976万2,281円、三重県へ支払う国民健康保険事業納付金は3億9,119万4,688円、保健事業費は2,677万4,528円でした。

歳入歳出差引き2,554万7,831円としています。

なお、詳細は、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第54号 令和2年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

貸付実績はなく、償還のみの事業であり、決算の概要につきましては、歳入総額154万3,248円に対し歳出総額は2,812万2,436円となり、不足額2,657万9,188円は、翌年度会計より繰上充用して補填をいたしました。このことにつきましては貸付償還金の滞納に原因があり、今後、滞納者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいります。

なお、補足につきましては、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

アスパア玉城ふれあいの館は、平成8年11月に開館以来、本年3月末で24年5か月が経過し、この間の温泉入浴者数は延べ198万6,178人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用いただいております。

令和2年度の入浴者数につきましては、年間3万1,088人、営業日数258日で、1日平

均120人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額4,807万1,530円に対し歳出総額は4,795万7,205円となり、歳入歳出差引額は11万4,325円としています。

なお、補足は、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

玉城町農業集落排水事業は、令和2年度も引き続き、維持管理業務と令和5年度公営企業会計開始に向けた移行作業に努めてまいりました。

令和2年度決算の概要につきましては、歳入総額7,390万9,243円、歳出総額7,313万4,479円で、歳入歳出差引額77万4,764円を翌年度へ繰り越す決算としております。

なお、詳細は、会計管理者から補足説明させます。

次に、議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度で、「共生の地域づくりの推進」を基本目標に掲げ、玉城町における包括的な相談支援体制の構築に取り組んでまいりました。介護保険の総給付額は事業計画の91.8%にとどまりましたが、前年度と比較し4.3%増加しました。

令和2年度決算の歳入総額は14億648万7,623円で、このうち保険料収納額は3億1,262万5,015円で、収納率は99.1%でした。

歳出総額は13億8,278万3,417円で、このうち保険給付費は12億7,662万496円となり、歳入歳出差引き2,370万4,206円としています。

なお、詳細は、会計管理者から説明させます。

次に、議案第58号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は全ての75歳以上の方が加入する医療保険制度で、県内の全市町が加入する広域連合が運営を行っています。

令和2年度決算の歳入総額は3億2,779万5,631円、このうち保険料収納額は1億3,025万2,562円で、収納率は99.5%でした。一般会計から広域連合事務費と保険給付費、保険基盤安定繰入金を合わせ1億9,439万4,118円を繰入れしました。

歳出総額は3億2,520万6,810円で、このうち広域連合への納付金は3億2,124万4,638円となり、歳入歳出差引き258万8,821円としています。

なお、詳細は、会計管理者から説明をさせます。

次に、議案第59号 令和2年度玉城町病院事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

自治体病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で厳しい状況にあります。しかし、玉城病院は、地域医療の確保と医療水準の向上という目標を果たす

べく、「町民の健康を支え、町民の皆さんからも支えられる病院経営」を基本理念に健全経営を目指し、医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。また、院長を中心に、医療・保健・福祉・介護サービスを総合的・一体的に提供する地域包括ケアの実践にも努めています。

さて、決算の概要につきましては、令和2年度は、入院患者数が延べ1万8,140人となり、前年度に比べ112人の減、率で約0.6%の減、また外来患者数につきましては延べ2万4,305人で、昨年度に比べ1,036人減、率で約4.1%の減となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において、税込みの事業収益7億5,524万7,382円に対し、税込みの事業費用は7億3,208万3,914円となりました。その結果、今年度は税抜きの経常利益として431万9,738円を計上し、特別利益2,598万2,000円から特別損失500万円を差し引きし、当年度純利益を2,530万1,738円といたしました。

また、当年度未処理欠損金として、前年度繰越欠損金5,695万7,633円を差引きした3,165万5,895円を計上いたしました。

次に、資本的収支であります。収入は4,683万6,000円、支出は7,260万3,499円となり、収入が支出に不足する額2,576万4,349円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第60号 令和2年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について提案理由を申し上げます。

令和2年度において給水人口及び給水件数は安定しており、全体的に需要は増加しています。一方、給水収益は、コロナウイルス経済対策の取組として基本料金を免除したことで、令和元年度より減少となりました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益3億2,672万1,313円に対し事業費用は、特別損失921円を含む2億3,037万7,307円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は、税抜きで8,071万8,176円となり、未処分利益剰余金変動額4,349万685円と合わせた1億2,420万8,861円を当年度未処分利益剰余金とし、うち4,349万685円を資本金に、8,071万8,176円を減債積立金として処分しようとするものであります。

資本的収支においては、収入7,531万3,905円に対し、支出は2億1,924万5,168円となりました。

また、建設改良費1億3,008万6,000円は、翌年度へ繰り越しました。

資本的収支差引きによる不足額1億4,393万1,263円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第61号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及

び通所リハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰・在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、事業収益3億6,121万8,628円に対し事業費用3億6,689万8,289円となり、差引額567万9,661円の当年度純損失となりました。

次に、資本的収支であります。収入は393万2,000円、支出につきましては786万5,000円となり、収入が支出に不足する額393万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、詳細は、病院老健事務局長から説明をさせます。

次に、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

下水道事業は、面整備がほぼ終了し、今後は維持管理中心となります。令和2年度からは、収益的収入へ一般会計繰入金を多く繰り入れることで欠損金を発生させず、資本的収支の不足分を損益勘定留保資金で補填する収支構造へ変更しました。

決算の概要は、収益的収支において、税込みで事業収益4億8,603万9,751円に対し、事業費用は4億8,266万1,376円となりました。収支差引きによる当年度の純利益は、税抜きで426万9,731円であり、前年度繰越欠損金に合わせた10億1,099万8,429円を当年度未処理欠損金とするものであります。

資本的収支において、税込みで収入2億3,421万4,978円に対し支出は3億5,349万3,360円となり、収入が支出に不足する額1億1,927万8,382円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

また、建設改良費3,335万1,000円を翌年度へ繰り越す決算といたしました。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

以上、提案説明といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山口 和宏） 会計管理者 藤川健君。

○会計管理者（藤川 健） 会計管理者 藤川。

これより、一般会計並びに各特別会計の補足説明を申し上げます。

それでは、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入総額83億8,045万5,913円に対し歳出総額81億3,295万6,600円、歳入歳出差引額2億4,749万9,313円となりました。歳入歳出それぞれを前年度と比較いたしますと、歳入では37.3%、歳出では38.6%増加いたしました。

さて、財政状況であります。財政の自由度を示す経常収支比率は74.1%となり、前年度比0.3ポイント減少し、地方債の元利償還が財政に及ぼす負担指標の実質公債費比率は6.9%となり、前年比0.6ポイント減少しました。また、財政力指数は0.603となり

ました。

以上、財政状況の概要であります。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

1 款町税、収入済額21億2,094万8,121円、前年度比226万6,369円、率にして0.1%の減少となりました。町税全体の収入調定比率は97.8%となり、前年度より1.6ポイント増加いたしました。

なお、町民税、固定資産税、軽自動車税において、449万3,155円の不納欠損処分をいたしました。欠損処分の対象は、倒産、所在不明、時効の成立などにより行ったものでございます。

また、町税における収入未済額は前年度比167万1,870円、率にして4%増加し、4,398万1,300円となったところでございます。

次に、令和2年度新規に計上いたしました6款法人税交付金、9款環境性能割交付金を含む2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金は、前年度に対し増減はあるものの、それぞれの算出基準に基づき記載金額の交付を受けたものであります。

次に、14款分担金及び負担金、収入済額3,408万846円、主なものは、過年度分を含む保育料の2,972万5,840円であります。

また、保育料において、26万円の収入未済額を生じております。

15款使用料及び手数料、収入済額3,448万7,007円、前年度と比較いたしますと254万623円の減少で、住宅使用料、教育使用料の減少が主な要因でございます。

収入未済額の986万8,300円は、住宅使用料であります。決算年度の住宅使用料の収納率は95.2%となり、収入未済額は、昨年度比11万4,265円の増加となりましたが、過年度の滞納繰越分は減少しております。

16款国庫支出金、収入済額25億6,294万5,555円並びに3ページの17款県支出金、収入済額4億2,830万3,912円は、児童手当、身体障害者保護事業関係のほか、それぞれ該当する事業の算出基準に基づき負担金、補助金、委託金のいずれかにおいて収入したものであります。国庫支出金は前年度比20億2,544万8,847円の増加で、地方創生推進交付金、特別定額給付金給付事業国庫補助金を含む総務費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業国庫補助金を含む民生費国庫補助金、消防費国庫補助金、情報機器整備費国庫補助金を含む教育費国庫補助金の増加が主な要因でございます。

18款財産収入、収入済額325万5,913円は、前年度と比較いたしますと175万5,903円の減少で、土地売却収入の減少が主な要因でございます。

19款寄附金は、1億1,240万5,998円を収入いたしました。前年度に対し2,556万8,112円の増加であります。ふるさと応援寄附金2,639万8,245円の増加が主な要因でございます。

20款繰入金は、それぞれ実施しました事業の財源調整のため、ふるさと応援基金、活

性化対策事業基金から総額1億2,390万円を繰入れしました。

22款諸収入は、1億495万5,744円の収入額となりました。

23款町債5億7,940万円は、各事業推進のための財源として借入れしたものでございます。

次に、歳出を説明いたします。

5ページからになります。

この決算では、翌年度繰越額繰越明許費を、8款土木費で8,180万6,000円、10款教育費で1,402万円、合計9,582万6,000円としました。

これよりの説明は、事項別明細書において、事業単位の目を中心に説明をいたします。

45ページをお願いします。

1款議会費、支出済額7,364万548円、議員各位の報酬並びに事務局職員の人件費と議会活動等の経費であります。

2款総務費、支出済額23億1,714万6,836円で、1項総務管理費のうち、1目一般管理費では、特別職、総務関係職員の給料及び役場会計年度任用職員等の報酬のほか、職員の人事評価・人材育成のための研修経費、例規改版、PCR検査等の経費を、47ページからの2目文書広報費では、毎月発行の「広報たまき」、ホームページ、ケーブルテレビに係る経費を、49ページの3目財政管理費では、役場庁舎並びに関係施設で使用している電算機器、システムのリース料並びに保守点検経費、地方公会計業務に係る経費を支出いたしました。

51ページの5目財産管理費では、役場庁舎、公用車の維持管理経費、個別施設計画策定のための経費を支出、また災害救助基金、ふるさと応援基金へ積立てを行っております。

6目企画費では、路線バス運行業務、個人番号、社会保障・税番号システム関係、コンビニ交付業務、ふるさと応援寄附事業、総合計画・総合戦略策定、玉城町明るい未来づくりに関する調査研究業務等の経費を支出しています。

53ページの7目交通安全対策費では、交通安全啓発事業並びに小学校新1年生へのヘルメット購入補助を支出し、また、緊急的に改善が必要な箇所の実施しました。

8目地域情報化推進費では、庁舎内ネットワーク関係、オンライン会議用機器整備、ICT推進計画策定等の経費を支出しています。

9目諸費では、各区への諸事務取扱手数料、自治区集会所の改修補助金、地域活動助成金、自主防災推進事業補助金等の支出と、自治区管理の防犯灯設置事業への補助並びに町管理防犯灯の設置・修繕を実施しております。

55ページの10目地方創生推進費では、地方創生推進交付金を活用し、関係人口創出・活用支援業務、農産物の6次産業化推進及び地域商社設立支援業務、就労・社会参加推進に向けたコミュニティ推進業務を実施、また地域おこし協力隊に係る経費を支出しました。

11目特定定額給付金給付事業費で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金給付事業を実施しました。

57ページの2項徴税費は、税務住民課のうち、賦課徴収職員の人件費と賦課徴収に係る経費並びに固定資産土地評価業務委託料などを支出しております。

59ページの3項戸籍住民基本台帳費は、税務住民課のうち、住民係に属する職員の人件費並びに電算システムの使用料などを支出いたしました。

61ページの4項選挙費、委員会報酬、選挙事務システムに係る経費が主なものでございます。

5項統計調査費では、国勢調査、工業統計調査等を実施いたしました。

次に63ページの3款民生費は支出済額21億214万1,089円で、1項社会福祉費のうち、1目社会福祉総務費では、福祉研修バス購入、社会福祉施設感染症対策支援事業、町社会福祉協議会委託のバス運行事業のほか、新型コロナウイルス対策事業分として町社会福祉協議会へ運営補助金を支出いたしております。

65ページの3目老人福祉費では、各種老人福祉事業を行いました。

67ページの6目児童手当費では、中学校終了までの子供の養育に対し手当を支給いたしました。手当の受給者は1,198人であります。また、子育て世帯への臨時特例給付金事業、ひとり親世帯臨時特別給付金事業を実施しております。

7目心身障害者福祉費では、在宅福祉事業並びに地域生活支援事業のほか、各種事業を実施しました。

69ページの8目福祉医療費につきましては、医療費に係る助成事業を実施したところでございます。

また、9目福祉・保健施設費では、保健福社会館の維持管理経費を支出しました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、保育給付費、幼保無償化関係、地域子育て支援事業のほか、各種事業を実施しております。

71ページ、2目児童福祉施設費は、保育所並びに児童クラブの運営経費が主なものであります。また、保育対策総合支援事業、感染症緊急包括支援事業で、コロナ対策用サーキュレーター、消毒用アルコール、非接触式検知器等を購入しています。

次に、75ページの4款衛生費の支出済額は4億4,913万1,608円で、1項の保健衛生費では、感染症対策事業、コロナワクチン接種事業、各種検診、予防接種、健康づくり、救急医療事業のほか、ごみ・し尿等の処理に係る広域組合への負担金及び合併浄化槽、ゴミ減量化事業並びに再生可能エネルギー事業への補助金などを支出いたしております。

79ページの2項清掃費は、清掃関係職員の人件費、収集・清掃に係る費用を支出しています。

次に、5款労働費、支出済額2,215万4,726円は、玉城町生涯現役促進協議会に係る経費、中小企業勤労者福祉サービスセンター負担金と、労働金庫を窓口とした勤労者への住宅・教育資金等貸付けのための自治体協調融資貸付金でございます。

次に、81ページ、6款農林水産費、支出済額3億6,726万4,855円、前年度比25.1%の増加であります。

1項農業費、1目農業委員会費では、委員報酬及び事務局経費を支出し、農地法許可申請審査のための総会を開催しております。

2目農業総務費は、職員の人件費が主なものです。

3目農業振興費では、担い手確保・経営強化支援等の農業振興経費及び食料自給力向上対策事業、農業集落育成事業、経営所得安定対策推進事業等に経費を支出しております。

83ページの4目畜産振興費では、特産松阪牛素牛導入支援事業等を実施しております。

5目農地費では、町単独事業、農業基盤充実のため各種県営事業等へ負担金を支出、また多面的機能支払交付金事業の活動組織へ交付金を支出したほか、繰越明許費において、農村地域防災減災事業により、安定的なため池改修を計画的に実施していくため事業計画を策定いたしました。

85ページの2項林業費では、公共施設の木質化関係経費、有害鳥獣捕獲業務、林道改修工事を実施いたしました。また、みえ森と緑の県民税市町交付金基金、森林環境譲与税基金へ積立てを行っております。

次に、7款商工費、支出済額2億394万3,140円、前年度比101.1%の増加でございます。たくさんの方々からふるさと応援寄附金をいただきました。寄附をいただきました方へ地域特産品を進呈し、町内特産品の振興とPRに努めました。

城跡ライトアップ、サニーロード沿線の度会町、南伊勢町と連携し、誘客促進事業などに取り組み、観光事業体制整備に伴う玉城町観光まちづくり協会等の組織育成を通じ観光案内、情報発信、誘客促進に、また新型コロナウイルス感染症対策に伴うプレミアム付き商品券事業、中小企業休業等要請協力金給付事業について取り組みました。

次に、87ページ、8款土木費は、支出済額3億9,180万874円、前年度比41.3%の増加となりました。

89ページの1項土木管理費では、道路台帳、上下水道台帳等のデータ更新業務を委託しております。

2項道路橋梁費では、町道路線の修繕・維持工事並びに路面性状調査を実施し、路面補修を行っております。

3目道路新設改良費で、用地取得に係る経費の支出、防災安全交付金を活用し橋梁評価・設計積算業務、交通安全施設設置工事を実施しました。

93ページの3項河川費は、準用河川並びに準用河川に準ずる河川の維持管理を行うとともに、しゅんせつ・改修工事などを実施したほか、繰越明許費におきまして、外城田川災害防止対策測量設計業務、河川改修工事を実施しております。

4項都市計画費は、都市計画マスタープラン策定等の都市計画に関する事務、たまき水辺の楽校の維持管理を含む公園事業、地籍調査事業を実施いたしました。

95ページ、5項の住宅費では、町営住宅の修繕を中心に維持管理に努めました。また、空き家リフォーム、個人住宅の耐震補強、木造空き家住宅除去、ブロック塀除去工事に補助金を支出しております。

次に、9款消防費は、支出済額5億483万2,389円で、前年度比101.7%の増加となりました。消防費の主なものは、97ページの常備消防費で、伊勢市への広域消防委託料、玉城出張所建設工事でございます。繰越明許費におきまして、工事実施設計、用地測量等を実施しております。非常備消防費では、町消防団の活動費、4目災害対策費では、家具転倒防止器具取付業務、災害対策消耗品・備品購入等を行っております。

99ページ、5目防災対策費では、防災行政無線設備の維持管理及びデジタル化整備、雨量監視装置購入、自主防災組織への整備費補助金を支出しております。

次に、10款教育費は、支出済額7億4,733万4,852円、前年度比36.5%の増加となりました。

1項教育総務費では、教育委員の報酬並びに教育長、職員の給与費のほか、度会郡指導主事共同設置の負担金、記念館管理経費及びALTの給与・派遣料などを支出しました。

103ページ、2項小学校費では、小学校4校の管理費のほか、きめ細やかな教育に取り組むため学習支援員並びに少人数学習指導のための非常勤講師を配置し、基礎学力の向上に努めました。また、各小学校の施設整備を実施しております。このほかGIGAスクール構想における1人1台端末の早期実現で、通信ネットワーク環境施設整備、それから学習用情報端末購入を実施しております。

105ページ、3項中学校費は、小学校費と同様に学校管理費のほか、学習支援員・非常勤講師を配置し学力向上に努めるとともに、教育環境整備として、運動場ウレタン走路設置工事を実施しております。中学校費におきましても、GIGAスクール構想事業を実施しております。

107ページ、4項社会教育費は、各社会教育事業として、ふるさと講演会・コンサート、成人式並びに公民館講座事業を実施し、文化財関係では、玄甲舎オープン記念式典、外構施設整備等の工事を実施し、田丸城関連では、石垣修復のための基本設計業務、崩落石撤去工事、眺望サイン設置工事を実施しました。

113ページ、5項保健体育費は、町体育協会、全国大会出場選手等への補助、体育施設の維持管理、……

○議長（山口 和宏） 会計管理者、ちょっとすみません。

1時間経過しましたもので、途中ですけれども、10分間休憩を……

○会計管理者（藤川 健） この5項だけよろしいですか。

○議長（山口 和宏） 5項だけ、すみません。

○会計管理者（藤川 健） 総合型地域スポーツクラブ育成事業に取り組みました。

○議長（山口 和宏） すみません、ここで10分間休憩と換気をさせていただきますので、

10時10分からお願いします。ちょっと休憩取って、換気してください。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を行います。

会計管理者、どうぞよろしく願います。

○会計管理者（藤川 健） 続きまして、115ページ、11款災害復旧費は、支出済額1,067万2,030円で、前年度比85.7%の減少となりました。

2項農林水産施設災害復旧費において、城西農道のり面修繕工事などを実施しております。

次に、12款公債費、支出済額4億810万7,549円は、地方債の元利償還金であります。

次に、117ページ、13款諸支出金、支出済額5億3,478万6,104円は、病院事業、水道事業、介護老人保健施設事業、公共下水道事業の各公営企業会計への繰出金です。

119ページをお願いします。

最下段の歳出合計、当初予算額59億7,100万円、補正予算額23億2,100万円、令和元年度からの繰越事業費繰越額1億1,791万4,000円、計84億991万4,000円に対し支出済額81億3,295万6,600円、翌年度繰越額繰越明許費が9,582万6,000円で、不用額が1億8,113万1,400円となりました。

121ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

ただいま説明しました歳入総額から歳出総額を差引きしました歳入歳出差引額は、2億4,749万9,313円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の2,422万6,000円を差引きしました実質収支額は、2億2,327万3,313円となります。地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定に基づき、基金繰入額を1億2,000万円といたしました。

122ページ以降には、財産に関する調書を添付しております。ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、一般会計決算の補足説明とさせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計の補足説明をいたします。

決算書をお願いします。

これから説明いたします各特別会計は、それぞれの事業目的に基づいて設置した会計となっておりますので、事項別明細書での説明は省略させていただきます。決算書のページで説明をさせていただきます。よろしく願います。

それでは、議案第53号 令和2年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1ページをお願いします。

1 款国民健康保険料、収入済額、現年度分 2 億4,917万9,669円、滞納繰越分880万4,900円、合わせて 2 億5,798万4,569円で、収納率は90.4%となりました。また、滞納繰越分につきましては、461万1,129円を不納欠損処分といたしました。

3 款国庫支出金、収入済額245万9,000円は、マイナンバー対応のための国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金であります。

6 款繰入金、収入済額 1 億7,421万9,937円は、法定外のその他繰入れ234万2,511円を含む一般会計繰入金と財政調整基金繰入金であります。

次に、歳出を説明します。

3 ページをお願いします。

1 款総務費、支出済額5,789万6,987円は、職員人件費 2 人分、保険料の賦課徴収に係る事務経費等であり、全国統一の国保標準処理システムの導入及びマイナンバー対応のためのシステム改修経費を支出しております。

2 款保険給付費、支出済額 9 億9,976万2,281円、療養諸費が全体の86.5%を占めております。保険給付費は、昨年度と比較しますと6.6%の増加となりました。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を予算計上いたしましたが、執行はありませんでした。

3 款国民健康保険事業納付金、支出済額 3 億9,119万4,688円は、県への財政主体一元化に伴う負担金です。

4 款保健事業費、支出済額2,677万4,528円は、特定健康診査等事業、人間ドック等の経費でございます。

7 款諸支出金、支出済額1,057万7,153円は、主に過年度保険料の賦課更正に伴う還付金と県負担金の過年度精算に伴う返納金です。

8 款予備費は、予算額全額を不用額としました。

23 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額15億1,181万8,384円、歳出総額14億8,627万553円、歳入歳出差引額の2,554万7,831円が実質収支額となります。地方自治法の規定に基づき基金繰入額を1,300万円とし、決算といたしました。

詳細につきましては、5 ページから22ページの事項別明細書をご高覧いただきますようお願いいたします。

以上、国民健康保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明をいたします。

決算書をお願いします。

議案第54号 令和 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この特別会計は、平成 8 年度の貸付けを最後に、その後の新規貸付けはございません。平成 8 年度以前に貸付けを受けられた方々からの償還に係る継続事業となっております。歳入から説明いたします。

1 ページをお願いします。

1 款県支出金、収入済額 5 万9,000円、償還事務全般に係る推進助成事業補助金でございます。

2 款繰入金、収入済額27万6,049円、一般会計から償還事務に係る経費全般を収入いたしました。

3 款諸収入、収入済額120万8,199円、貸付金の元金、利子の収入合計でございます。調定額に対し3,559万9,145円の収入未済額を生じております。

次に、歳出を説明いたします。

3 ページをお願いします。

1 款償還管理事業費、支出済額32万3,839円、償還事務全般の経費でございます。

2 款公債費、支出済額56万2,494円、償還元金、利子並びに一時借入金利子の合計額でございます。

3 款諸支出金は、支出済額65万6,915円で、繰入金の精算返納金でございます。

4 款前年度繰上充用金は、2,657万9,188円であります。

11 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額154万3,248円、歳出総額2,812万2,436円、歳入歳出差引額は2,657万9,188円の不足額となりました。この不足額を翌年度繰上充用金により補填し、決算といたしました。

以上、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、山村振興事業特別会計の補足説明をいたします。

決算書をお願いいたします。

議案第55号 令和2年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

ふれあいの館の令和2年度利用者数は3万1,088人、営業日数平均で120人となり、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、前年度比2万6,673人の減、53.8%となりました。

歳入から説明します。

1 ページをお願いします。

1 款使用料及び手数料、収入済額1,066万3,000円、温泉入浴者の使用料でございます。

3 款諸収入、収入済額194万4,523円、入浴関係用品販売収入、テナント料等でございます。

5 款繰入金、収入済額3,446万3,200円は、一般会計から入湯税分及び施設に係る経費分を繰入れしたものです。

次に、歳出を説明いたします。

3 ページをお願いします。

1 款管理運営費、支出済額4,795万7,205円、アスピア玉城の施設全体の維持管理経費

及び入湯税でございます。

2款予備費は、予算額全額を不用額としました。

9ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4,807万1,530円、歳出総額4,795万7,205円、歳入歳出差引額は11万4,325円の実質収支額となりまして、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、山村振興事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、農業集落排水事業特別会計の補足説明をいたします。

決算書を願います。

議案第56号 令和2年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

この事業は、集落単位で実施する下水道施設整備で、汁谷川、菱川流域周辺の水質保全を担う事業です。施設整備は平成22年度に完了し、現在は区域内の汚水処理並びに施設の維持管理が主な内容です。令和2年度の新たな接続は5件、総接続数は402件となりまして、接続率は93.93%となりました。前年度比0.7ポイントの増加となりました。

また、令和2年度の汚水処理量は、12万8,270立方メートルとなりました。

維持管理は、平成30年度末に策定した最適整備構想に基づき、使用年数が経過した機器類につきまして取替え等を実施しております。

また、令和2年度から4年度にかけて公営企業会計移行業務を実施しており、初年度の作業として資産調査を行いました。

歳入から説明いたします。

1ページを願います。

1款分担金及び負担金、収入済額15万2,777円は、受益者分担金1件分でございます。

2款使用料及び手数料、収入済額1,194万7,119円は、下水道使用料でございます。3万5,708円の収入未済額を生じております。

4款繰入金、収入済額5,641万4,059円、一般会計並びに基金からの繰入金でありまして、基金からの繰入れは建設事業分の起債の償還利息の財源としております。

7款町債、収入済額450万円は、公営企業会計移行業務に係る公営企業適用債となります。

次に、歳出を説明いたします。

3ページを願います。

1款農業集落排水事業費、支出済額2,936万9,593円、処理場の運転経費、施設全体の維持管理経費でございます。

2款公債費、支出済額4,376万4,886円、施設建設のために借り入れた起債の償還金でございます。

3款予備費は、予算額全額を不用額といたしております。

13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額7,390万9,243円、歳出総額7,313万4,479円、歳入歳出差引額は77万4,764円の実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、農業集落排水事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、介護保険特別会計の補足説明をさせていただきます。

決算書を願ひいたします。

議案第57号 令和2年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1 ページを願ひいたします。

1 款保険料、収入済額3億1,262万5,015円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収した保険料でございます。このうち現年度分の収納率は99.8%で、滞納繰越分を含めた全体の収納率は99.1%となりました。また、滞納繰越分について、102万6,620円を不納欠損処分としております。

2 款国庫支出金、収入済額3億1,591万1,371円は、主に介護給付費・地域支援事業に係る国庫負担金補助金と調整交付金でございます。

3 款支払基金交付金、収入済額3億4,702万8,296円は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料が支払基金を通じて交付されたものでございます。

4 款県支出金、収入済額1億9,976万7,312円、介護給付費・地域支援事業費の県負担分でございます。

6 款繰入金、収入済額2億1,304万6,096円、一般会計からの繰入金は、介護給付費・地域支援事業費の町負担分及び運営事務費が主なものでございます。不測の場合に備えまして介護給付費準備基金繰入金を予算計上いたしましたでしたが、執行はありませんでした。

次に、歳出を説明いたします。

3 ページを願ひいたします。

1 款総務費、支出済額3,538万5,268円は、職員人件費1人分、事務費及び要介護認定の経費でございます。

2 款保険給付費、支出済額12億7,662万496円、歳出総額の92.3%を占めております。令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度で、事業計画の91.8%にとどまりましたが、前年度と比較しますと4.3%の増加となりました。

3 款地域支援事業費、支出済額6,147万4,080円は、介護予防事業や地域包括支援センター等の経費でございます。

5 款諸支出金、支出済額919万6,587円は、主に過年度保険料の賦課更正に伴う還付金、国・県負担金の過年度精算に伴う返納金でございます。

21 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額14億648万7,623円、歳出総額13億8,278万3,417円、歳入歳出差引額は2,370万4,206円の実質収支額となりまして、地方自治法の規定によりまして基金繰入額を

1,200万円とし、決算といたしました。

以上、介護保険特別会計の補足説明とさせていただきます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補足説明をいたします。

決算書ををお願いします。

議案第58号 令和2年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について補足説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

1ページをお願いします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額1億3,025万2,562円、収納率は99.5%で、令和2年度末の被保険者数は2,138名となりました。

3款繰入金、収入済額1億9,439万4,118円は、事務経費のほか、後期高齢者医療広域連合の事務費及び療養給付費並びに低所得者に係る保険基盤安定制度の町負担分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

3ページをお願いします。

1款総務費、支出済額381万5,540円、事務経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額3億2,124万4,638円、広域連合事務経費と、療養給付費及び保険基盤安定制度の玉城町負担分並びに町で収納しました保険料を納付したものでございます。

3款諸支出金、支出済額14万6,632円は、資格喪失等のため発生した過年度保険料の賦課更正に伴う還付金でございます。

13ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億2,779万5,631円、歳出総額3億2,520万6,810円、歳入歳出差引額は258万8,821円の実質収支額となり、翌年度へ繰り越す決算といたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明とさせていただきます。

一般会計並びに各特別会計決算の認定につきまして、ご審議の上、承認いただきますようお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 竹郷哲也君。

○病院老健事務局長（竹郷 哲也） 病院老健事務局長 竹郷。

それでは、所管いたします議案第59号、61号の2議案について補足説明をさせていただきます。

議案第59号 令和2年度玉城町病院事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書1ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございますが、こちらにつきましては税込み金額にて計上をいたしておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

初めに、収入でございます。

病院事業収益は、予算額 7 億 2,654 万 1,000 円に対しまして決算額は 7 億 5,524 万 7,382 円となり、予算対比では 2,870 万 6,382 円の収入超過となりました。執行率といたしましては 104%でございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用、予算額 7 億 4,913 万 6,000 円に対しまして決算額は 7 億 3,208 万 3,914 円となり、不用額 1,705 万 2,086 円となりました。執行率は約 97.7%でございます。

この内容につきましては 3 ページの損益計算書で説明をいたしますので、3 ページをお願いいたします。

ここからの金額の計上につきましては税抜き金額でございますので、さきの決算報告書の金額と合致いたしませんので、よろしくをお願いいたします。

初めに、医業収益でございますが、まず入院収益におきましては、年間延べ入院患者数は 1 万 8,140 人、前年度比較増減で 112 人の減、日平均 49.7 人、病床利用率は 99.4% であり、収益金額といたしまして 4 億 3,245 万 5,782 円で、前年度比 4.6% の増でありました。

次に、外来収益におきましては、延べ外来患者数 2 万 4,305 人、前年度比増減で 1,036 人の減、日平均 100 人で、収益金額といたしまして 1 億 3,984 万 2,406 円で、前年度比 0.9% の増でありました。

その他医業収益といたしましては、6,048 万 9,130 円で、前年度比 7.4% の増でありました。

これら医業収益と合わせまして 6 億 3,278 万 7,318 円で、前年度比 4% の増、金額にいたしまして 2,441 万 8,626 円の増額となりました。

常勤内科医師の不在、医師不足による三重大学医学部からの派遣医師の減少など厳しい状況が続いておりますが、入院においては、令和 2 年度に療養病床 50 床のうち、地域包括ケア入院医療管理料算定の病床を 10 床から 16 床に増床し、近隣病院との連携をさらに強化しきめ細やかな入退院調整をすることにより、病床利用率はほぼ 100% で稼働いたしました。

外来においては、内科の患者様を院長による総合診療へのフォローと非常勤の内科医師の確保により、診療報酬の確保に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として発熱者の対応、PCR 装置を導入し、自院での PCR 検査を開始いたしました。

次に、医業費用でございますが、職員の給与費が 4 億 7,839 万 7,144 円、前年度比約 1.4% の増、医薬品等の材料費が 6,340 万 2,399 円、前年度比約 14.7% の増、経費が 1 億 316 万 1,980 円、こちらは前年度とほぼ同額であります。その他減価償却費、研究・研修費のそれぞれの費用を合わせまして合計 6 億 8,607 万 2,006 円、前年度比較 2.4% の増となりました。

結果、医業収支の営業損失といたしまして 5,328 万 4,688 円、医業収支比率約 92.2% と

なり、前年と比較すると医業損失額は814万6,863円減少をいたしました。

また、医業外収益におきましては、一般会計から補助金389万5,000円、負担金7,511万7,000円、その他収益と合わせまして合計9,075万5,102円となりました。医業外費用では、企業債利息等の995万3,701円のほか、それぞれの費用と合わせて3,315万676円となりました。

結果、経常収支といたしまして、431万9,738円の経常利益となりました。

また、令和2年度におきましても、引き続き三重大学医学部寄附金講座への寄附金として特別利益及び特別損失をそれぞれ500万を計上し、特別利益につきましては新型コロナウイルス感染症対策事業交付金などの2,009万2,000円を合わせまして2,598万2,000円となりました。当年度純利益を2,530万1,738円とし、前年度繰越欠損金5,695万7,633円を差し引き、当年度未処理欠損金を3,165万5,895円といたしました。

以上の科目別明細につきましては、キャッシュフロー計算書を19ページに、収益費用明細書を20ページから22ページに添付をしておりますので、ご高覧いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。

資本的収支でございます。

収入では、予算額4,683万6,000円に対しまして決算額は同額の4,683万6,000円となり、支出では、予算額7,310万2,000円に対しまして決算額7,260万349円であります。この収支不足額2,576万4,349円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、建設改良費2,698万5,200円につきましては、リアルタイムPCR装置購入に784万5,000円、生体情報監視モニタリングシステム購入に561万円のほか、17ページ、(3)物品購入費に関する事項に記載のとおり、医療用機器等の購入費用であります。

その他添付資料といたしまして、5ページに剰余金計算書、6ページに欠損金処理計算書、7ページから9ページに貸借対照表を、11ページから18ページに事業報告書、また19ページ以降にはキャッシュフロー計算書、附属明細書、この会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、病院事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号 令和2年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

議案書1ページの決算報告書をお開きいただきますようお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。

まず、収入ですが、介護老人保健施設事業収益、予算額3億6,165万8,000円に対しまして決算額3億6,121万8,628円となり、予算対比では43万9,372円の収入不足で、執行率約99.9%でございます。

次に、支出ですが、介護老人保健施設事業費用、予算額3億8,228万2,000円に対しまして決算額3億6,689万8,289円となり、不用額1,538万3,711円で、執行率96%でございます。この内容につきましては、3ページからの損益計算書により事業ごとに説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

1項の施設営業収益でございますが、長期・短期入所合わせて年間延べ利用者数1万8,302人、前年度増減で30人の増、日平均で50.1人の利用があり、これに対します収益は2億2,677万2,526円で、前年度比約0.4%の減となりました。

これに対します2項施設営業費用は、給与費の費用合計が2億5,366万2,252円で、前年度比約1.9%増となり、差引き2,688万9,726円の営業損失となりました。

3項の通所営業収益でございます。年間延べ利用者数5,098人、前年度増減で402人の減、日平均16.4人の利用があり、これに対します収益は5,528万4,855円で、前年度比約6.6%の減となりました。

これに対します4項通所営業費用は、給与費等の費用合計が6,390万8,478円で、前年度比約8.7%の増、差引き862万3,623円の営業損失となりました。

次に、4ページをよろしく申し上げます。

5項の訪問看護営業収益でございます。年間延べ利用者数が3,670人、前年度増減で475人の増で、日平均15人となりました。この営業収益は合計で2,516万9,494円で、前年度比約15.6%の増となりました。

これに係ります6項営業費用は、合計で1,704万3,148円、前年度比約7.7%の増となり、差引き812万6,346円の営業利益となっております。

7項訪問介護営業収益でございます。年間延べ利用者数が2,614人、前年度増減で50人の減、日平均10.7人となりまして、この営業収益が1,247万8,670円で、前年度比約4.4%の増となっております。

これに係る8項営業費用は、合計で1,147万4,638円で、前年度比約7.8%の増となり、差引き100万4,032円の営業利益となっております。

次に、9項居宅介護支援営業収益でございます。年間延べ1,555人、前年度増減で141人の減、1か月平均の129.6人の利用がありました。この営業収益が2,189万5,740円で、前年度比約11.9%の減となりました。

これに係ります10項の営業費用は、合計で2,080万9,773円で、前年度比約7%の減となり、差引き108万5,967円の営業利益となっております。

次に、11項営業外収益であります。一般会計からの運営費補助金で1,128万6,000円及び公会計制度の改正によります長期前受金戻入245万2,307円を含め、合計1,459万3,343円となりました。

12項の営業外費用につきましては支出がありませんので、差引き1,459万3,343円の営業外利益となっております。

次に、13項特別利益であります。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業といたしまして502万4,000円、合計も同額であります。

14項の特別損失につきましては支出がありませんので、差引き502万4,000円の特別利益となっております。

したがって、事業全体では567万9,661円の当年度純損失となり、前年度繰越欠損金2,724万7,936円を差し引いた3,292万7,597円を当年度未処理欠損金といたしました。

以上、損益計算書の明細につきましては、21ページにキャッシュフロー計算書を、22ページから28ページに収益費用明細書を添付しておりますので、後刻ご高覧賜りますようお願いをいたします。

次に、2ページをご覧ください。

収益的収支でございます。

収入では、予算額393万3,000円に対しまして決算額393万2,000円で、一般会計からの補助金であります。

支出では、予算額786万5,000円に対しまして決算額は同額の786万5,000円となりました。内容については、記載のとおり建設改良費であり、介護浴槽の購入費用となっております。

なお、収支における不足額393万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

その他添付資料といたしまして、6ページに剰余金計算書を、7ページに欠損金処理計算書を、8ページ、9ページに貸借対照表を、11ページから19ページに事業報告書を、また21ページ以降にはキャッシュフロー計算書、附属明細書とこの会計におけます重要な会計方針及び財務諸表注記事項を添付させていただいております。ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、介護老人保健施設事業会計決算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 平生公一君。

○上下水道課長（平生 公一） 上下水道課長 平生。

それでは、所管いたします議案第60及び第62号の補足説明をいたします。

まず、議案第60号 令和2年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、水道事業収益全体で、予算額の合計欄3億2,715万9,000円に対しまして決算額は3億2,672万1,313円で、43万7,687円の収入減となりました。決算額の内訳は、営業収益2億9,247万3,572円、営業外収益3,424万7,741円です。

下段の支出について、水道事業費用全体で、予算額の合計欄 2 億 5,490 万 5,000 円に対して決算額は 2 億 3,037 万 7,307 円で、2,452 万 7,693 円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用 2 億 1,916 万 3,519 円、営業外費用 1,121 万 2,867 円、特別損失 921 円です。

この内容について損益計算書で説明いたしますので、3 ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となることで先ほどの決算報告書とは数字が合致いたしませんので、ご了承ください。

まず、営業収益の合計は 2 億 6,602 万 6,223 円で、主なものは、給水収益 2 億 6,475 万 8,057 円です。給水収益は前年度と比較して 1,101 万 5,465 円の減、率にして 4.16% 減少しました。収納率は決算時点で 85.08%、5 月末時点では 99.45% となっております。

給水収益の詳細は、年度間の有収水量が 202 万 3,758 立方メートルとなり、前年度と比較して 1 万 4,449 立方メートルの増、率にして 0.72% 増加しました。なお、有収率は 89.24% でした。

給水人口は 1 万 5,326 人で、前年度と比較して 60 人の減少、一方、給水件数は 6,182 件で、前年度と比較して 41 件の増加となり、町全人口に対する給水人口の割合は 99.77% でした。

続きまして、営業費用の合計は 2 億 1,271 万 976 円で、主なものは、原水費 3,869 万 3,372 円、配水費 1,484 万 892 円、総係費 4,268 万 4,213 円、減価償却費 1 億 1,579 万 3,211 円です。

営業収支差引きの結果、営業利益は 5,331 万 5,247 円となりました。

次に、営業外収益の合計は 3,423 万 8,744 円で、主なものは、一般会計繰入金 1,244 万円、長期前受金戻入 2,118 万 6,447 円です。

続いて、営業外費用の合計は 683 万 4,894 円で、主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費 672 万 2,577 円です。

営業外収支差引きの結果が 2,740 万 3,850 円となり、営業及び営業外収支を合わせた経常利益は 8,071 万 9,097 円となりました。この経常利益と特別損失 921 円を合わせた当年度純利益は 8,071 万 8,176 円となり、その他の未処分利益剰余金変動額 4,349 万 685 円と合わせた 1 億 2,420 万 8,861 円が当年度未処分利益剰余金となりました。

以上の科目別明細については、収益費用明細書を 24 ページから 27 ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

次に、5 ページをお開きください。

剰余金の処分案ですが、未処分利益剰余金の年度末現在高 1 億 2,420 万 8,861 円のうち、4,349 万 685 円を資本金への組入れとし、8,071 万 8,176 円を減債積立金として処分したいとするものです。

次に、2 ページにお戻りください。

資本的収入及び支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄1億6,053万7,000円に対して決算額は7,531万3,905円で、8,552万3,095円の収入減少となりました。この収入減は、建設改良費の一部を翌年度に繰越すことにより1億3,008万6,000円が令和3年度での財源となることから、令和2年度決算上の収入としては不要となったことが主な要因です。決算額の内訳は企業債及び分担金であり、幹線配水管布設工事の前払金に係る企業債及び新規加入に伴う加入者分担金、特殊受託工事負担金等となっております。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄3億5,401万5,000円に対して決算額は2億1,924万5,168円となり、差引き1億3,476万9,832円のうち1億3,008万6,000円は翌年度繰越額で、468万3,832円は不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費1億6,318万1,516円、固定資産購入費1,257万2,967円、償還金4,349万685円です。

なお、資本的収支における不足額1億4,393万1,263円は、減債積立金4,349万685円、過年度分損益勘定留保資金8,494万9,141円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,549万1,437円で補填いたしました。

建設改良費における主要工事の概要11件につきましては13ページに、その他の添付資料といたしましては、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから21ページに事業報告書、23ページにはキャッシュフロー計算書、24ページ以降に附属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第60号 令和2年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の決算報告書1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、消費税が含まれておりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

上段の収入について、下水道事業収益全体で、予算額の合計欄4億8,535万4,000円に対して決算額は4億8,603万9,751円で、68万5,751円の収入超過となりました。決算額の内訳は、営業収益1億3,383万7,581円、営業外収益3億5,220万2,170円です。

下段の支出について、下水道事業費用全体で、予算額の合計欄4億8,535万4,000円に対して決算額は4億8,266万1,376円で、269万2,624円の不用額となりました。決算額の内訳は、営業費用3億9,573万3,172円、営業外費用8,688万4,260円、特別損失4万3,944円です。

この内容について損益計算書で説明いたしますので、3ページをお開きください。

なお、損益計算書は消費税を抜いた金額となり、先ほどの決算報告書とは数字が合致いたしませんので、ご了承ください。

まず、営業収益の合計は1億2,172万4,897円で、主なものは、下水道使用料1億

2,124万538円です。下水道使用料は前年度と比較して552万3,809円の増、率にして4.77%増加しました。収納率は決算時点で84.95%、5月末時点では99.61%となっております。

営業収益の詳細は、年度間の汚水処理量が126万6,900立方メートルとなり、前年度と比較して5万6,118立方メートルの増、率にして4.6%増加しました。下水道が経済的に有効となる予定処理区域を12.6ヘクタール拡大したことで、下水道処理計画区域内の人口に対する普及率は96.64%となり、前年度の98.89%から2.25ポイント減少しています。

また、供用開始区域内での接続人口は、前年度の1万441人から110人増加の1万551人となり、接続率としては77%、前年度の77.96%から0.96ポイント減少しています。

なお、全人口に対して水洗便所が利用できる人口の割合を示す下水道処理人口普及率は、公共下水道で86.2%、農業集落排水と合わせると95.14%となりました。

続いて、営業費用の合計は3億8,310万8,729円で、主なものは管渠費1,412万4,758円、総係費612万4,243円、流域下水道維持管理負担金1億621万7,357円、減価償却費2億5,648万6,061円です。

営業収支差引きの結果、営業損失は2億6,138万3,832円となりました。

次に、営業外収益の合計は3億5,220万661円で、主なものは、他会計負担金および補助金2億2,754万円、長期前受金戻入1億2,464万1,563円です。

続いて、営業外費用の合計は8,650万3,154円で、主なものは、企業債償還に伴う支払利息8,598万1,460円です。

営業外収支差引きの結果が2億6,569万7,507円となり、営業及び営業外収支を合わせた経常利益は431万3,675円となりました。この経常利益と特別損失4万3,944円を合わせた当年度純利益は、426万9,731円となりました。

なお、地方公営企業は、前事業年度から繰り越した欠損金があるときはその利益をもって欠損金を埋めなければならず、前年度からの繰越欠損金10億1,526万8,160円に埋め、当年度未処理欠損金は10億1,099万8,429円となります。

以上の科目別明細については、収益費用明細書を20ページから21ページに添付しておりますので、後刻ご高覧賜りたいと存じます。

続きまして、2ページにお戻りください。

資本的収入および支出の説明を申し上げます。

上段の収入について、資本的収入全体で、予算額の合計欄2億7,637万7,000円に対して決算額は2億3,421万4,978円で、4,216万2,022円の収入減となりました。この収入減は、建設改良費の一部を翌年度へ繰り越すことによりその財源である企業債、国庫補助金3,332万5,000円が令和3年度での財源となることから、令和2年度決算上の収入としては不要となったこと、また令和元年度から繰り越した建設改良費の減額精算に伴い、企業債等の充当財源が減額となったことが主な要因です。決算額の内訳は、企業債5,430万円、補助金1億6,342万650円、負担金1,649万4,328円となっております。

続いて、下段の支出について、資本的支出全体で、予算額の合計欄3億9,177万6,000円に対して決算額は3億5,349万3,360円となりました。翌年度への繰越額を建設改良費の3,335万1,000円とし、差引き493万1,640円が不用額となりました。決算額の内訳は、建設改良費1億586万9,609円、償還金2億4,762万3,751円です。

建設改良費における主要事業の概要6件につきましては12ページに、その他添付資料といたしまして、4ページに剰余金計算書、6ページから7ページに貸借対照表、9ページから17ページに事業報告書、19ページにキャッシュフロー計算書、20ページ以降には附属明細を添付しておりますので、ご高覧賜りますようお願いいたします。

以上、議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

説明の途中でございますが、1時間たちましたので、10分間の休憩を挟みたいと思います。

11時20分からお願いしたいと思います。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時22分 再開)

○議長（山口 和宏） 休憩前に引き続きまして、提案理由の説明を行います。

続いて、監査委員に決算審査の結果報告を求めます。

監査委員 中村功君。

○監査委員（中村 功） 監査委員 中村。

それでは、今定例会において一括上程されております議案第52号ないし議案第62号までの令和2年度玉城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに各企業会計の事業決算の認定につきまして、お手元の報告第8号、第9号により決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、去る6月30日から7月14日までの間にわたり、奥川直人委員と共に行いました。

初めに、議案第52号ないし議案第58号 令和2年度玉城町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る決算審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長より審査に付されました一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産及び基金の運用状況を示す書類につきまして審査を行いました。以降、意見書の関連ページを説明いたします。

審査意見書の1ページには審査結果の概要を記載していますが、いずれの書類も関係法令に基づいており、その計数は関係諸帳簿、証票書類等を照合いたしました結果、正確であり、予算の執行につきましても適正に処理されているものと認めた次第であります。

公有財産、物品機器につきましては11ページから13ページに記載していますが、その運用管理につきましても、適正に処理されているものと認めた次第であります。

行政運営における意見としまして、特に地方創生推進事業において、本年度より令和4年度までの3年間、3事業者と委託契約を結び、初年度である令和2年度では関係人口創出・活用支援事業に2,297万6,000円、就労・社会参加促進に向けた促進事業に2,491万8,000円、農産物の6次産業化及び地域商社設立自走化に向けた支援事業に1,996万5,000円の合計6,785万9,000円を支出しています。これらに今後3年間で約2億円の支出が予定されています。令和4年度の事業終了後、支出に値する事業成果が見込めるかについて注視していきます。町民には、事業の取組に至った経緯の説明と途中経過、事業終了後は成果をしっかりと報告しなければなりません。

次に、本町の社会的要因による人口の流入出は極めて大きく、集落によっては若い男子がほとんどいない状況を呈しています。原因の一つには、働く場所がないことにあります。企業誘致策は町民が求める大切な政策であり、これに対応できるよう一定地域に目鼻をつけ、地権者から協力が得られるよう、ふだんから意思疎通を図っておくことが大切であると考えます。

また、職員は将来のまちづくりの根幹をなす経営資源であり、いつの時代も人材育成は最も重要なテーマであります。玉城町人材育成基本方針は平成18年2月に作成したものであり、社会変化が激しい今日、時代に沿った人材育成方針と人材育成計画のブラッシュアップは重要です。

交通安全対策についてであります。昨今、全国で通学路における事故が発生しており、町として通学路安全対策基準など基準を定め、安全確保を図るべきであります。

それでは、4ページをご覧ください。

一般会計及び各6事業の特別会計の総額を記載しております。

5ページをご覧ください。

一般会計の決算であります。歳入総額83億8,045万5,913円で、前年度比較で37.3%の増加となっております。歳出は81億3,295万6,600円で、前年度と比べて38.6%増加し、翌年度へ繰り越すべき財源9,582万6,000円を差し引いた実質収支額は1億5,167万3,313円であります。新型コロナウイルス感染症防止対策による定額給付金及び地方創生臨時交付金が、この歳入歳出増額の主な要因となっております。

6ページから8ページをご覧ください。

6ページの歳入の状況について、歳入の根幹となる町税収入全体は、前年度と比べ0.1%の減少となり、8ページの町民税では7.5%の減少となりました。中でも法人町民税は27.7%減少の2億735万5,700円となり、その結果、7,925万2,600円の減収となっております。

本年度は固定資産税など449万3,155円の不納欠損処分を行い、町税の収入未済額は4,398万1,300円となっております。収納率は97.8%であります。町税は自主財源の基幹

財源であり、これらの未済額の解消、収納率の向上は自主財源の増加につながるものであり、加えて住民間の公平性を維持する上からも、着実な滞納整理に一層の努力を期待するものであります。

次に、歳出の状況であります。9ページをご覧ください。

予算の執行率は96.7%で、各科目の歳出内容についてはおおむね経費の節減に努力し、計画的に事業が推進されております。

歳出における決算額は81億3,295万6,600円で、翌年度繰越額は9,582万6,000円となり、前年度と比較すると38.57%増加しています。大きなものは、新型コロナ対策費のほか、土木費における河川整備事業に係る外城田川災害防止対策工事に伴う経費等で、国の補助事業関連などの翌年度繰越しはやむを得ないものの、会計年度内での処理が原則であることを留意されるよう望むものであります。

予算の執行につきましてはおおむね適正に処理されていますが、とりわけ業務の発注に際しては、法令等にのっとり競争入札や長期継続契約の有効活用を図りながら適切な会計処理を期待するものであります。

なお、不用額は1億8,113万1,400円で、前年度より3.4%増加しています。できる限り不用額を出さないよう、予算措置を望むものであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計をはじめ6事業の特別会計についても審査を行い、決算審査意見書の14ページから21ページにわたり、その結果を記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その計数は関係諸帳簿類と照合いたしました結果、いずれの会計も正確に処理されていると認めた次第であります。

14ページの国民健康保険特別会計について、歳入歳出差引額が2,554万7,831円となり、基金への積立金1,300万円を差し引いた1,254万7,831円が翌年度へ繰り越す決算となりました。

歳出の大きな割合を占めるのが保険給付費です。前年度と比較すると増加しており、今年度は被保険者も増加しましたが、1人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。県が財政運営の主体となり、今後、保険料の県統一化に向け、賦課方式変更のための段階的な措置の検討が課題であります。引き続き保健事業に力を入れ、町民の健康保持に努めることが重要であります。

また、健全な保険制度の運営は、保険者の公平性の保持の上からも未収金対策をしっかり講じられるよう望むものであります。

なお、これ以外の特別会計につきましては、その詳細を17ページから21ページに記載しましたので、ご覧いただければと思います。

続きまして、議案第59号 令和2年度玉城町病院事業会計決算の認定についてないし議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、決算審査の結果をご報告申し上げます。

報告第9号 玉城町公営企業会計決算審査意見書をご覧ください。

この4事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等にのっとり運営されているかどうかについて、慎重に審査をいたしたところであります。審査の結果、各事業会計決算並びに決算諸表は、いずれも地方公営企業法の諸規定及び会計原則に準拠して作成されており、かつ諸帳簿書類を照合・点検の結果、いずれも符合し、計数的にも正確であり、予算の執行も計画的・効率的に行われ、当該年度の実績及び財政状況を適正に示しているものと認めた次第であります。

それでは、事業会計別にご報告申し上げます。

まず、病院事業会計でございますが、2ページをご覧ください。

玉城病院の年間入院患者数は延べ1万8,140人で、前年度に比べ0.6%、112人減少しています。外来患者数は延べ2万4,305人で、前年度と比べ4.1%、1,036人の減少となっております。

3ページ下段の決算についての損益計算によりますと、入院収益は4億3,245万5,782円となり、前年度と比べ1,895万3,599円の4.6%の増収となっております。また、外来収益も1億3,984万2,406円となり、前年度と比べ130万2,116円、0.9%の増収となっております。これらに係る医業費用は6億8,607万2,006円で、医業収支比率は92.2%となり、前年度と比べ1.4ポイント増加しています。医業収支は5,328万4,688円の損失となり、前年度と比べ814万6,863円の13.3%損失が緩和しています。

また、病院事業全体では、当年度純利益が2,530万1,738円となり、それに前年度繰越欠損金5,695万7,633円を合わせた結果、当年度未処理欠損金は3,165万5,895円となりました。

療養病床50床のうち、地域包括ケア病床を10床から16床に増床し、近隣の急性期病院や診療所、また在宅からの入院患者を受け入れ、在宅復帰に向けた取組を強化し、地域のニーズに併せた病院運営を行っております。

令和2年度の病床利用率は99.4%、前年度と比べ0.3ポイント下回りましたが、県下の自治体病院の中では極めて高い数値を実現しています。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止に対応するため、発熱外来を設置、自院によるPCR検査実施するなど感染対策の強化を行いました。地域医療を守る通常の診察に加え、新型コロナの診察、ワクチン接種などに全力を挙げて取り組んでいただいております。

引き続き町民から信頼される地域の拠点病院としてきめ細かな事業運営に努め、将来を見据えた計画的な病院経営が行われることを期待します。

次に、水道事業会計決算であります。9ページをご覧ください。

業務量は、給水人口1万5,326人で、前年度と比べ0.4%の減少となり、年間総配水量は230万9,223立米で、前年度より0.3%の減少となっております。また、年間総有収水量は、前年度と比べ1万4,449立米増加し、202万3,758立米となり、有収率は87.8%で、前年度より0.9ポイント増えております。

11ページ上段の決算についての損益計算によりますと、給水収益などの営業収益は2億6,602万6,223円で、前年度と比べ4.0%の減収となっております。これに係る営業費用は2億1,271万976円で、営業収支比率は125.1%となり、前年度比較5.7ポイントの増加となっております。

経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は8,071万8,176円で、これにその他未処分利益剰余金変動額4,349万685円を加えた1億2,420万8,861円が当年度未処分利益剰余金となりました。

今年度は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、3か月間の基本料金の免除を行っています。

工事においては、落札された工事額が増額変更するケースが散見されます。計画的な執行という観点から、当初段階より適切な設計を行うよう改善を図りたいと思います。

水道事業の運営は公営企業としてほぼ安定的な運営がされていますが、老朽管や管理網の再更新等、30年計画推進に備え、経営戦略に基づく料金改定を必要としており、このことを早い段階で住民の皆様へ報告することが大切です。

次に、介護老人保健施設事業決算ですが、16ページをご覧ください。

ケアハイツ玉城は、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援の5つの事業を実施しています。そのうち施設の入所状況は、長期・短期を含めた年間入所者数は1万8,302人で、定員51人に対し日平均50.1人の利用があり、98.2%の高い利用率を保持しています。

19ページの決算についての内訳を見ると、5つの事業合わせた営業収益の合計額は3億4,160万1,285円、これに係る営業費用は3億6,689万8,289円で、営業外収益を合わせた結果、当年度は567万9,661円の純損失が生じ、前年度繰越欠損金2,724万7,936円を加えた当年度未処理欠損金は3,292万7,597円となりました。

事業収益の3分の2を占める入所施設運営事業の営業収支は、2,688万9,726円の営業損失を計上しましたが、ほか4事業の合計は159万2,722円の利益となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症増による利用控えなども予想され、安全第一で運営されることを望みます。

次に、下水道事業会計の27ページをご覧ください。

業務量については、令和2年度末の接続率は、区域内人口1万3,703人に対し排水設備接続人口は1万551人の77.0%となり、供用開始区域の拡大に伴い、前年度比で1.0ポイント減少した結果となりました。

年間総排水量は126万6,900立米となり、昨年度より4.6%増加しています。

28ページ下段の決算についての損益計算では、1億2,172万4,897円の営業収益に対し営業費用は3億8,310万8,729円で、営業損失は2億6,138万3,832円になりました。これに営業外収支特別損失を合わせた当年度純利益は426万9,731円で、前年度繰越欠損金10億1,526万8,160円を合わせた当年度未処理欠損金は10億1,099万8,429円を翌年度へ繰り

越す決算となっております。

今年度は、下水道認可区域計画面積を470.2ヘクタールに拡大したことにより、処理区域内人口に対する普及率は96.64%となりました。

今年度から一般会計から繰出基準を整理し、収益的収入へ多く繰り入れることで欠損金を発生させず、資本的収支の不足分を損益勘定留保資金で補填する経理に変更しています。

また、水道事業同様、経営戦略に基づく料金改定を必要としており、この必要性の民間理解を早い段階で促すべきであると考えております。

最後に、全ての公営企業を通じて、行政の公平性と公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収には特段の努力を望むものであります。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告といたします。

ただいまご報告申し上げました一般会計、各特別会計並びに各企業会計決算審査の詳細につきましては、審査意見書をご高覧いただきますようお願いいたします。

また、財政健全化法が施行されたことに伴い、一般会計並びに公営企業等の財政健全化比率につきましての審査をいたしましたので、意見書をおつけしております。いずれの会計も問題ないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきますようお願いいたします。

以上で令和2年度決算の審査報告といたします。

○議長（山口 和宏） 以上で監査委員の報告は終わりました。

ここで、お諮りいたします。

ちょっと時間が早いんですけれども、お昼休憩に入らせてもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） また午後1時から開会いたしますので、よろしくようお願いいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

お昼休憩に引き続き提案理由の説明を行います。

◎日程第17 議案第63号から日程第20 議案第66号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第17、議案第63号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてないし日程第20、議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第63号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について提案理

由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い引用条項にずれなどが生じるため、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

農業集落排水事業の使用料については、平成12年4月の宮古地区供用開始時に設定して以来、利用者の皆様に負担を求めることのないよう努力を重ね運営してまいりましたが、このままでは一般会計からの繰入れに頼る経営が続くことから、使用料の改定を行うものでございます。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をいたさせます。

次に、議案第65号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

玉城町の水道施設を伊勢市民の利用に供するため、事業認可の変更に伴い、給水区域を改正するものでございます。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をいたさせます。

次に、議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

下水道の使用料については、平成15年4月、フレックスプランの供用時に設定して以来、利用者の皆様に負担を求めることのないよう努力を重ねて運営してまいりましたが、農業集落排水事業同様、一般会計からの繰入れに頼る経営が続くことから、使用料の改定を行うものでございます。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をいたさせます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 平生公一君。

○上下水道課長（平生 公一） 上下水道課長 平生。

それでは、所管します条例の一部改正について、議案第64号から議案第66号まで補足説明を申し上げます。なお、内容が関連する議案第64号及び66号につきましては続けて説明を申し上げ、その後に議案第65号に移らせていただきます。

条例改正議案の5ページをご覧ください。

議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

農業集落排水事業の使用料については、玉城町で最初の下水道事業として宮古地区の供用から、約21年間据置きで運営してまいりました。しかしながら、多大な建設費を投じた農業集落排水処理施設及び維持管理費用を、普及促進を図るために設定した現行の使用料体系では賄うことができず、不足分を一般会計から繰り入れております。

今後も、一般会計に依存した経営は見込まれますが、これらは適正な受益者負担とは言えず、改善を図る必要がございます。経営状況を少しでも改善し、汚水処理に必要な経費は使用料収入で賄う本来の形に近づけるため、使用料を改定するものです。

改定案といたしましては、20立方メートル使用の場合で、国が示す単価基準の1立方メートル当たり150円を当面の目標といたします。これは現行使用料の約83%増加に当たりますが、急激な負担増を避けるため、このたび約25%増加の改定を行い、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

条例改正内容につきましては、新旧対照表2ページをご高覧賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

13ページをご覧ください。

下水道事業については、玉城町公共下水道として、中心市街地である用途地域でフレックスプランとして供用を開始し、その後、宮川流域下水道に接続、約18年間使用料を据置きで運営してまいりました。

農業集落排水事業と同様の料金体系で設定した現行の使用料では、下水道施設及び維持管理費用を賄うことができず、不足分は一般会計からの繰入れに依存しています。この体質を改善し、汚水処理に必要な経費は使用料収入で賄う本来の形に近づけるため、下水道使用料を改定するものです。

なお、改定案は農業集落排水事業と同様となり、条例改正内容につきましては、新旧対照表4ページをご高覧賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第65号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

9ページをご覧ください。

本議案は後段の議案第67号と関連しますので、説明の重複についてはご了承ください。

玉城町中楽地内に位置する伊勢市小俣町湯田の飛び地において、サービス付高齢者向け住宅等の建設が予定されています。

地方自治法第244条の3第2項の規定により玉城町の水道施設を近接する伊勢市住民の利用に供するため、水道法第10条第3項の規定により水道事業認可を変更し、給水区域に伊勢市小俣町湯田を加えるものです。

以上、議案第64号から議案第66号までの補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第21 議案第67号及び日程第22 議案第68号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第21、議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利

用に関する協議について及び日程第22、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託についてを一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について提案理由を申し上げます。

本議案は、玉城町の水道施設を伊勢市民の利用に供するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について提案理由を申し上げます。

本議案は、玉城町の下水道施設を伊勢市民の利用に供すること及びこれに伴う下水処理の事務を受託するため、地方自治法第244条の3第3項及び第252条の14第3項において準用する同法252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をいたさせます。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 平生公一君。

○上下水道課長（平生 公一） 上下水道課長 平生。

それでは、議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について補足説明を申し上げます。

前段の議案第65号で申し上げたとおり、玉城町中楽地内に位置する伊勢市小俣町湯田の飛び地において、サービス付高齢者向け住宅等の建設が予定されていることから、地方自治法第244条の3第2項の規定により玉城町の水道施設を伊勢市民の利用に供することで、対象区域及び利用の条件、経費の負担等について伊勢市と協議をするため、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

以上、議案第67号の補足説明を終了いたします。

続きまして、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について補足説明を申し上げます。

本議案は、中楽地内で伊勢市の飛び地の汚水を下水道管へ流すことに関して土地利用者より申し出があり、玉城町の下水道施設を伊勢市住民に利用させること及びこれに伴う下水処理の事務に関し規約を定めることについて、伊勢市と協議を行うため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

添付しています下水処理の事務の委託に関する規約をご覧ください。

伊勢市の対象区域から隣接する玉城町の下水道管への接続は可能であり、伊勢市の汚水を玉城町で処理することで生じる事務に関し規約を定めるものでございます。

第1条では、伊勢市が玉城町に委託する事務の範囲として、対象区域の汚水を、玉城

町の下水道管を經由して宮川流域下水道管に流入させることで生じる下水の事務として定めるものでございます。

第2条では、委託事務の管理執行の方法について、受託する玉城町において、法令に基づき管理及び執行することとしております。

次に、第3条は、委託事務に係る経費の負担について伊勢市が負担することとし、その他必要な事項は、両市町で協議により定めることとしています。

なお、この規約は、告示の日から施行しようとするものです。

以上、議案第68号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

◎日程第23 議案第69号から日程第28 議案第74号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第23、議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第28、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第69号 令和3年度一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,180万円を追加し、予算総額68億8,170万円とするものです。

歳入の主なものとしたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による町民税、法人町民税の減額を見込むほか、課税額の確定に伴い、固定資産税及び軽自動車税については増額計上をしております。

地方交付税は算定額確定により増額、国庫支出金においては、衛生費国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、総務費国庫補助金においては、社会保障・税番号制度事業費等補助金などの増額計上をし、県支出金についても、農業費県補助金において増額計上をしております。

繰越金については、額の確定により増額計上をしております。

町債においては、公共施設等適正管理推進事業債、農林業施設災害復旧事業債を増額計上しております。

歳出については、人事異動に伴う人件費などの調整を各科目で行っております。

総務費では、総務管理費交通安全対策費において、区画線設置工事費の増額、徴税費において、法人町民税の還付が発生し、過誤納還付金を増額計上しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策で計上した感染症検査委託料、健康管理システム改修委託料、新型コロナウイルスワクチン接種委託料などを増額しております。

農林水産費では、農業費において、ため池廃止工事の追加に伴う農村地域防災減災事業工事費を増額し、土木費では、道路橋梁費において、道路維持修繕料、道路補修工事費を増額しております。

消防費では、玉城出張所建設工事費及び出張所備品購入費等を増額計上しております。

教育費では、教育総務費において、小・中学校費では、各学校のトイレの洋式化などの改修費用等のほか、有田小学校講堂屋根等改修工事費を計上しています。

また、社会教育費では、成人式、コンサート設営費用等を増額計上し、保健体育費では、お城広場を芝生から土に変更する改修工事を追加計上しております。

諸支出金では、公共下水道事業3条会計繰出金等を補正しています。

また、予備費においては、緊急にコロナ対策・対応を図ることができるよう増額しています。

なお、詳細は、副町長から説明をさせます。

次に、議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費及び前年度決算に伴う繰越金を補正したものです。

歳入では、一般会計からの事務費繰入金を420万円減額、前年度繰越金を254万7,000増額し、歳出では、総務費において一般職人件費の各項目を補正し420万円の減額を行い、前年度繰越金の増額分を予備費へ計上し調整を行いました。

歳入歳出それぞれ165万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億880万8,000円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第71号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定及び修繕料等を計上するもので、歳入歳出それぞれ129万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,090万9,000円とするものであります。

なお、詳細については、産業振興課長から説明をさせます。

次に、議案第72号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、主に人事異動に伴う人件費及び前年度実績に基づく補正を行うものであります。

歳入、保険料においては、低所得者保険料軽減額の本年度算定に伴う減額分を増額計上しております。前年度介護給付費の実績に基づき、過年度介護給付費負担金65万円及び過年度分支払基金交付金549万2,000円を計上いたしました。

地域支援事業費の人件費にかかる国・県支払基金の交付金及び一般会計繰入金をそれ

ぞれ補正し、介護保険事業費補助金113万7,000円を新規計上し、前年度繰越金を1,070万4,000円増額するものであります。

歳出では、総務費で制度改革に伴うシステム改修電算委託料の計上、一般職人件費の補正を総務費と地域支援事業費で行い、諸支出金において、前年度実績に基づく国・県支払基金交付金の返還金を計上し、予備費を1,147万7,000円増額し調整しております。

歳入歳出それぞれ1,952万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,270万円とするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第73号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う給与の見直し及び施設整備工事費の追加に基づくもので、収益的収入では592万5,000円を増額し、予算総額を3億3,128万2,000円とし、収益的支出では1,099万5,000円を増額し、予算総額を2億6,440万6,000円とするものであります。

また、資本的収入では129万6,000円を増額し、予算総額を1億5,614万8,000円とし、資本的支出では171万9,000円を増額し、予算総額で2億4,058万4,000円とするものであります。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、特別利益の確定による一般会計補助金の減額及び施設の維持管理費の増額、人事異動に伴う給与の見直しを主な理由とし、収益的収入では1,325万7,000円を増額し、予算総額を5億817万8,000円とし、収益的支出では1,325万7,000円を増額し、予算総額を5億817万8,000円とするものでございます。

また、資本的収入では549万4,000円を増額し、予算総額を3億4,943万1,000円とし、資本的支出では171万8,000円を減額し、予算総額を4億8,258万5,000円とするものです。

なお、詳細は、上下水道課長から説明をさせます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

予算書に沿って説明いたしますので、1ページをお願いします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億1,180万円を追加し、予算総額を68億8,170万円とするものであります。

同条第2項に規定する3ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、9ページから予算に関する説明、事項別明細書により説明をさせていただきます。

第2条から第4条につきましては、7ページからの第2表、第3表、第4表にてご説明をいたします。

7ページのほうをお開きいただきますようお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、各保育所及び小・中学校に係る給食調理等委託業務の契約更新で、令和4年度から3年間、令和6年度までを長期契約としようとするもので、今年度にプロポーザル方式により契約業者を決定し、令和4年4月には給食を開始いたしたく、3か年の限度額といたしまして保育所では2億円、小学校1億5,100万円、中学校6,300万円の計上でございます。

次に、第3表繰越明許費、10款教育費、2項小学校費、小学校建設経費は、有田小学校の講堂兼屋内体育館屋根等改修工事で、実施設計が完了したことにより今回補正計上するもので、工期が5か月程度必要で手続等も含め年度内完了が見込めないことから、限度額3,200万円の繰越承認をお願いするものでございます。

次に、10款教育費、5項保健体育費においては、お城広場グラウンド等改修工事で、有田小学校と同様、工期また文化財諸手続きの関係で3月末事業完了が見込めないことが予想され、限度額2,200万円の繰越明許の手続をお願いするものであります。

いずれの事業にいたしましても、早期完了に努めてまいりたいというふうに考えております。

8ページのほうお願いをいたします。

第4表地方債補正、2、変更、1、公共施設等適正管理推進事業債については、有田小学校の講堂兼屋内体育館屋根改修工事に係る起債財源で3,960万円を追加変更し、補正後限度額を8,270万円に、また4、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、勝田大池の漏水対策工事に充当する起債で今回190万円を追加し、補正後限度額を1億490万円とするものでございます。

それでは、歳入の主なものから説明をいたします。

11ページをお願いをいたします。

1款町税、1項町民税、1目個人において、現年課税額の調定に伴うもので1,653万2,000円の減額、2目法人におきましても5,823万9,000円を減額し、町民税の補正後予算額を8億2,246万4,000円といたしております。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと推察をいたしております。

2項1目固定資産税も現年課税分の調定によるもので、699万円を増額し、9億7,428万1,000円を計上、滞納繰越分の減額につきましては、前年度決算の確定による滞納調定額に当初の目標徴収率にて算定したものでございます。

3項軽自動車税、2目種別割につきましても同様に算定し、28万5,000円を補正し、6,038万1,000円を計上をいたしております。

12ページをお願いいたします。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税の算定額確定により1億4,220万6,000円を追

加し、16億3,120万6,000円といたしております。この要因につきましては、地方創生を推進するための地方財政基盤として算入されたまち・ひと・しごと創生事業費関係、また昨年度創設された地域社会再生事業費の算定増、地域デジタル社会推進費の創設をはじめ、社会福祉費及び高齢者福祉費の基準財政需要額の増によるものでございます。

15款使用料及び手数料、1項4目教育使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策により町営プールの利用を停止いたしましたので、13万9,000円の減額といたしております。

16款1項1目民生費国庫負担金においては、保険料算定の実績精査により介護保険低所得者保険料軽減分の32万3,000円の減額であり、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種国庫負担金にて、ワクチン接種回数などの増に伴い3,493万9,000円の増額計上であります。

次ページ、同款2項1目の総務費国庫補助金では、1節社会保障・税番号制度事業等国庫補助金にて、マイナンバーカード交付に係る事務経費補助金の補助上限額が上がったことにより1,414万2,000円の増額計上、財源充当につきましては、特設会場等事務経費の充当とコロナ地域経済対策と併せて、マイナンバー交付普及促進のため、玉城町プレミアム商品券発行経費の地域創生臨時交付金との組替えをいたしたところでございます。

3節マイナポイント事業費国庫補助金につきましては、ポイント付与期間延長による追加交付で39万6,000円の増額としております。

また、3目衛生費国庫補助金における2節の疾病予防対策事業費等国庫補助金は、健診結果の利活用に向けた情報標準化、定期接種のマイナンバー情報連携体制整備に係る補助金225万6,000円の増額、3節母子保健衛生費国庫補助金1万2,000円は、今回創設予定の多胎妊娠の妊婦健康診査にかかる補助金でございます。

17款県支出金、1項2目民生費県負担金は、国の負担金に連動し16万1,000円を減額をいたしております。

同款2項4目農林費県補助金は、農業ため池北山田池廃止事業で、農業水路等長寿命化・防災減災事業費県補助金750万円の増額計上、勝田大池漏水対策事業を補助事業から起債事業に振り替えたことによる県補助金112万9,000円の減額でございます。

14ページのほうお願いいたします。

18款財産収入、2項2目物品売払収入につきましては、教育委員会所有の軽ダンプを売却いたしましたので、35万円を追加計上いたしております。

20款繰入金、1項3目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により当初予算編成時の繰入分を戻すもので、今回3,209万7,000円を減額いたしたところでございます。

21款1項1目の繰越金につきましては、令和2年度決算額の確定に伴い補正額6,542万4,000円を増額し、前年度繰越金を1億327万3,000円といたしております。

22款諸収入、5項1目雑入、6節消防費収入、コミュニティ助成金は、助成内示によ

り消防団用防災備品LED投光器購入に充当するものでございます。

2目過年度収入につきましては、介護関係事業など前年度精算に伴うもので、国庫、県支出金合わせて342万円を増額計上いたしております。

次ページ、町債につきましては、第4表地方債補正で説明申し上げたもので、教育債及び災害復旧事業債とも説明欄記載のとおり計上いたしましたものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げますが、歳出の各費目における正規職員の人件費関係につきましては、4月1日付の人事異動、昨年度末退職者に関する人件費等を精査し、各科目にて補正調整をいたしております。このことから、各科目にわたり補正をいたしておりますので、説明は省略をさせていただきますので、ご了承願います。

また、各所に新型コロナウイルス感染症対策がございますので、コロナ対策など省略させていただく場合がありますので、併せてご了承を賜りますようお願いいたします。

それでは、歳出の新規計上及び主なものをご説明を申し上げます。

17ページの議会費、総務費一般管理費の人件費は省略いたしますので、18ページのほうよろしく願います。

上段の2款総務費、1項1目一般管理費、12節の口座振替伝送化運用委託料114万2,000円は、町税はじめ各種料など口座振替収納に係る委託事務費の計上、5目財産管理費、10節需用費修繕料300万円は、役場庁舎の空調機修繕経費、7目交通安全対策費1,052万7,000円の増額計上は、千葉県であった通学路における児童を巻き込んだ傷ましい死傷事故を受け再点検とともに、早急に対処すべき安全対策費として消耗品費及び通学路のグリーンベルト塗装、安全柱ボラード等設置費といたしまして区画線設置工事費を計上しておるところでございます。

8目地域情報化推進費においては、ペーパーレス会議、リモート・オンライン会議などの推進を図るもので、13節及び17節を減額し、12節委託料でクライアント管理、ファイル、メールの無害化などWEB化業務委託として組替計上をいたしております。

次ページ、2項徴税费、2目賦課徴収費においては、12節委託料107万6,000円の増額で、税還付処理と財務会計システムの連動のための改修、軽自動車税、家屋評価に伴う電算業務委託料、また22節過誤納還付金1,597万2,000円は、法人の町民税などが主でございます。

20ページをお願いをいたします。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費においては、歳入でも説明をしたとおり、マイナンバーカード交付特設会場設置に伴う会計年度任用職員増の報酬額の計上をはじめ、事務関係経費の計上で国庫補助金にて財源措置されるものでございます。

12節戸籍システム保守委託料156万9,000円は、副本管理システム文字変換対応業務分でございます。

次ページ下段、3款民生費、1項1目社会福祉総務費における19節コロナ低所得者対策事業扶助費は、児童扶養手当支給世帯及び生活保護世帯に玉城町プレミアム商品券

5,000円分を扶助するものでございます。

22ページをお願いいたします。

27節繰出金は、各特別会計への人事異動に伴う人件費調整などを計上をいたしております。

9目福祉・保健施設費における10節では、保健福社会館の空調設備その他修繕料158万2,000円を増額計上いたしております。

次ページ、同款2項2目児童福祉施設費においても、10節修繕料で、梅がおか児童館空調修繕、外城田保育所のテラススノコ改修経費など167万9,000円を増額計上いたしております。

続きまして、4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、24ページのほうをお願いいたします。

10節需用費では、コロナ対策による消毒用アルコールをはじめ関係消耗品の購入経費の増額計上、12節は、5月に田丸保育所で児童3名が新型コロナウイルス感染症を罹患したことにより、予備費充用にて対応した行政検査以外の全児童・全職員のPCR検査費用及び施設の消毒業務委託料の計上、続いて同項2目予防費につきましては、現在進めております新型コロナウイルスワクチン接種経費で、7節報償費から12節委託料への組替えと国からの追加交付に併せ接種委託料の増額で4,294万円の増額計上、また、その上の健康管理システム改修委託料358万6,000円は、歳入で説明をいたしましたが、来年度以降、マイナンバーと各種健診結果を連携利活用する情報標準化に伴うシステム改修経費で、疾病予防対策事業国庫補助金を充当いたします。

18節多胎妊婦健康診査費受診費補助金2万5,000円につきましては、国庫補助金を活用した新規事業で、多胎妊婦の妊婦健康診査支援助成事業といたしまして1回5,000円を交付するものでございます。

次ページ、6款農林水産費、1項5目農地費においては、補助事業内示を受け、14節農村地域防災減災事業工事請負費として、岡村地内の老朽ため池北山田池の廃止工事費750万円を計上、全額補助金で賄われるものでございます。

15節原材料費90万7,000円につきましては、町管理用地の防草対策といたしまして防草シートを購入するもので、施工につきましては地元茶屋区の協力により実施をいたしております。

26ページをお願いいたします。

7款1項商工費、2目商工振興費においては、マイナンバーカードに付与されるマイナポイント付与期間延長により国庫補助金が追加され、役場ロビーの窓口延長、これに係る会計年度任用職員の報酬の増額、12節では、伊賀市、亀山市、津市、松阪市、鳥羽市の観光協会が実施をいたしております三重県内城郭めぐりスタンプラリー事業に参画するため、観光情報発信・誘客促進業務委託料といたしまして15万円の追加計上、また、南部地域活性化事業を活用した町内企業紹介動画制作委託料において、当初5企業分を

計画としておりましたが、参加要望企業の増により120万円を追加計上、18節においては、コロナ対策として実施した学生等生活応援事業補助金及び事業者販売支援事業補助金を実績精査により増減補正、今回、新規にコロナ対策といたしまして、観光客誘客奨励金事業補助金30万円とみえ安心おもてなし施設認証制度推進補助金165万円、これは県事業の横出し町単独補助の事業者支援で、県事業をさらに促進させるための補助事業でございます。

27節山村振興事業特別会計操出金については、アスピア玉城の屋外公園高圧電気設備修繕などに係る経費分を計上をいたしております。

次ページをお願いします。

8款土木費、2項2目道路維持修繕費においては、10節で町道の路面、側溝及び転落防止柵補修など修繕料200万円を、12節道路測量設計等業務委託料70万円は、町道原16号線分、14節工事請負費2,500万円は、地元要望に伴う道路補修工事分を増額計上をいたしております。

28ページをお願いいたします。

同款3項1目河川総務費、12節準用河川管理委託料は、河川管理エリア追加に伴い除草委託料56万円を増額計上いたしております。

同款4項1目都市計画総務費においては、11節で水辺の学校に設置しているトイレのし尿くみ取料の実績増により、15万3,000円を増額計上でございます。

次ページ、9款1項消防費、1目常備消防費の伊勢市消防署玉城出張所建設工事請負費は、地権者のご協力により、供用開始に併せ、県道からの乗り入れが可能となるよう現計予算内で工事を進めているところではございますが、県道側に消防署玉城出張所看板を設置いたしたく、これに係る修景整備経費260万円を増額計上と、17節備品購入費で、各種資機材の整理棚及び事務関係備品などの購入経費506万円を計上いたしております。

2目非常備消防費においては、歳入で申し上げました上限100万円のコミュニティ助成事業の内示を受けましたので、消防団用のLED投光器4台分の購入に137万1,000円を新規に計上をいたしております。

次に、30ページをお願いいたします。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節の修繕料541万2,000円は、田丸小の教室棟空調機修繕、外城田小の空調機修繕と児童トイレ洋式化改修、有田小の給水管修繕、下外城田小の防排煙設備改修、給食関係修繕料471万6,000円は、各校の給食職員用のトイレの洋式化改修、有田小の給食調理室の空調、給湯配管の修繕、下外城田小の給食調理室の開閉ドアの修繕、前室の壁塗装塗り替えの計上であります。

次ページ、13節教育パソコンソフト賃借料96万3,000円は、オンライン授業や家庭学習用ソフト「ロイロノート」分の追加計上、14節は、債務負担行為で説明した有田小学校の講堂兼屋内体育館屋根等改修工事請負費4,360万円の計上、財源といたしまして公

共施設等適正管理推進事業債を活用するものでございます。

17節備品購入費128万円は、下外城田小学校の鉄棒、iPad充電保管庫の学校備品購入費、外城田小学校の給湯器の給食備品購入費などで、また2目教育振興費においては、新規事業で準要保護児童に生理用品代を扶助する経費6万円の計上、3項中学校費1目学校管理費では、小学校費同様の教育パソコンソフト賃借料、14節で消火栓ポンプ更新に係る工事請負費165万円の追加計上、2目教育振興費は小学校同様、生理用品代を扶助する準要保護児童就学扶助費でございます。

32ページをお願いをいたします。

同款4項1目社会教育総務費においては、成人式を今年同様の玉城中学校講堂でコロナ対応型の開催を予定をしており、7節で記念品となるクラス別写真によるプリント代不足分13万7,000円を、12節で床養生シートなど成人式会場設営業務委託料41万8,000円、ほかコンサート設営業務委託料88万4,000円につきましては、田丸城築城685年を記念をいたしましたイベント設営に係る経費の計上で、残念ながら10月2日に予定をいたしておりました玉丸城太鼓披露などは中止となりましたが、コロナ対策をした中で創意工夫を凝らし、イベント・コンサートの検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

2目公民館費は、各小・中学校に配備されている町図書館との連携パソコンの更新で、備品購入費73万3,000円を追加、3目文化財費、22節は、玄甲舎敷地の民地先行買収に係るもので、度会土地開発公社借入れの償還元金・利子分合わせて64万7,000円を追加計上、次ページ、同款5項2目保健体育施設費においては、町営プール利用停止に伴い関係経費の減額と、14節工事請負費は、お城広場の改修でグラウンド部分を小・中学校、総合グラウンド同様にグ린トップ混合土舗装改修しようとするもので、3,252万7,000円を新規計上、17節では、体育センターの老朽化した卓球台の更新追加、トレーニングセンターのゴムマットなど70万5,000円を備品購入費として計上をいたしております。

次に、13款諸支出金、1項2目水道会計支出金は、3条会計の人件費分の減額を、4目公共下水道事業会計支出金は、基準外操出金の精査により3,277万7,000円を減額計上いたしております。

34ページをお願いをいたします。

同款2項諸費、1目国庫支出金返納金、2目県支出金返納金は、前年度の民生費関係補助事業に係る精算による過年度分返納金の計上でございます。

14款予備費では、新型コロナウイルス対策経費として不測の事態に対応すべく2,911万4,000円を追加し、5,994万5,000円といたしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

それでは、産業振興課が所管いたします議案第71号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは、7ページをお開きください。

2、歳入の2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で88万6,000円を減額しております。こちらは令和2年度決算に伴う繰越額の確定によるものです。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、先ほどの繰越金の減額や歳出計上額を補填するために、一般会計より218万円を繰り入れようとするものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

3、歳出の1款管理運営費、1項管理運営費、1目管理運営費、10節需用費、修繕料の増額120万1,000円の主なものは、6月の電気保安設備点検に指摘のあったアスピア玉城の屋外公園高圧電気設備の修繕と、カマス池横にあります木製あずまやのシロアリ被害を修繕するものです。

17節備品購入費の増額9万3,000円は、自動コインカウンター洗濯機破損に伴う入替えでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 平生公一君。

○上下水道課長（平生 公一） 上下水道課長 平生。

それでは、所管いたします議案第73号及び第74号の補足説明をいたします。

まず、議案第73号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

今回の補正は、消費税還付金の精査、給与等人件費の算定見直し、また山岡水源地、岩出配水池の機器取替修繕工事費の追加に基づくもので、第2条から第4条において、関連する科目の予定額を補正するものです。

3ページをお願いします。

収益的収入では、1款水道事業収益、1項営業収益、4目その他営業収益で、水道破損に伴う損失収益として雑収益を4万6,000円増額、同じく2項営業外収益、2目繰入金で、人事異動に伴う一般会計繰入金の皆減、同じく4目消費税還付金を599万9,000円増額とし、水道事業収益合計で592万5,000円増額し、予算総額で3億3,128万2,000円とするものです。

収益的支出では、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水費において、人事異動に伴う見直しにより852万7,000円増額、水源地周辺で実施する地下水位測定器の更新に係る費用として備品消耗品費30万4,000円増額、水質検査の費用として委託料8万円増額、水源地ポンプ施設及び附帯機器の取替え等の費用として工事費302万9,000円を追加

計上し、同じく2目配水費において、岩出、山神、大仏山配水池の除草等維持管理に係る委託料43万3,000円増額、岩出配水池の水位計2台のうち1台が故障しており、これら機器の取替修繕等に係る工事請負費として294万8,000円を追加計上、同じく4目総係費において、人事異動により32万7,000円減額し、2項営業外費用、3目消費税で、消費税還付に伴う399万9,000円を減額し、これにより、1款水道事業費用は1,099万5,000円の増額で、予算総額2億6,440万6,000円とするものです。

続きまして、5ページをお願いします。

資本的収入において、1款資本的収入、2項分担金、1目分担金において、岩出地内における宮川用水管移設補償費として工事負担金129万6,000円を追加計上し、予算総額で1億5,614万8,000円とするものです。

資本的支出について、1款資本的支出、1項建設改良費、1目水道拡張費において、岩出地内における配水管移設工事に要する仮設水道管賃借料及び移設工事一式に係る費用として、171万9,000円を追加計上するものです。

これにより、1款資本的支出は171万9,000円の増額で、予算総額で2億4,058万4,000円となるものです。

以上、議案第73号の補足説明といたします。

続きまして、議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

今回の補正は、特別利益の確定とこれに基づく一般会計補助金の減額、維持修繕工事請負費、宮川流域下水道維持管理負担金の見込みにより、2条から第5条において関連する科目の予定額を補正するものです。

3ページをお願いします。

収益的収入では、1款下水道事業収益、3項特別利益、1目過年度損益修正益で、平成30年度以前に生じた流域下水道維持管理負担金の黒字額を、県及び関連市町で締結する覚書に基づき返還を受けたことにより5,538万5,000円の増額とし、2項営業外収益、1目一般会計補助金を3,827万1,000円減額し、2目消費税還付金、4目長期前受金戻入の精査により、下水道事業収益の合計で1,325万7,000円増額し、予算総額を5億817万8,000円とするものです。

収益的支出では、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目管渠費で、マンホールポンプ等の修繕工事費が不足することから665万5,000円の増額、4目流域下水道費では、実流入量による汚水処理費の算出及び立方メートル当たり負担金単価の改定による見込みで、流域下水道維持管理負担金を657万円増額、5目減価償却費で、精査により23万5,000円の減額とし、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費で26万7,000円増額、下水道事業費用の合計で1,325万7,000円増額とし、収益的収入と同じく予算総額を5億817万8,000円とするものです。

4ページをお願いします。

続いて、資本的収入について、1款資本的収入、2項補助金、2目他会計補助金で、建設改良費の財源不足を補うため、一般会計補助金を549万4,000円増額し、予算総額で3億4,943万1,000円とするものです。

資本的支出については、1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設費で、人事異動に伴い171万8,000円減額し、予算総額は4億8,258万5,000円とするものです。

以上、議案第74号の補足説明といたします。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提案理由の途中ですが、1時間たちましたので、ここで10分間の休憩を挟みますので、よろしく願いいたします。

(午後2時00分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に続きまして、提案理由の説明を行います。

◎日程第29 請願第1号から日程第32 請願第4号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第29、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願ないし日程第32、請願第4号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。

直ちに、紹介議員 渡邊昌行君の趣旨説明を求めます。

2番 渡邊昌行君。

○2番（渡邊 昌行） 2番 渡邊。

ただいま、議長から一括上程されました請願につきまして、趣旨説明を求められましたので、請願ごとに趣旨説明をさせていただきます。

この4請願は、直接、教育現場に携わる学校長、教職員、児童・生徒の保護者で組織されるPTAから提出されたものです。提出者は、三重県度会郡PTA連絡協議会会長及び三重県度会郡校長会会長並びに三重県教職員組合度会支部支部長からの、国の関係機関に意見書の提出を願うための請願です。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願から趣旨説明を申し上げます。

教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等、諸条件の水準を保障することが不可欠であり、そのためには一般財源だけではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育を進めるための環境整備が

行われましたが、子供たちの学びの機会は均等であるとは言えません。

義務教育については、国が責任を果たすとの理念に立ち、地域間格差が生じないように必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、制度のさらなる充実を求めるものです。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現しましたが、本年度は加配定数を振り替える形で行われており、教職員数の実質増となっておりません。

また、教育現場での課題の複雑化・多様化による教職員の業務量は増加する一方であり、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置をはじめとする財政措置は、いまだ不十分であります。教職員が心身ともにゆとりを持って子供たちと向き合い、日々の教育活動をつくり出していくことは、子供たちの豊かな学びの保障につながる基盤となるものです。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染対策に関わる保護者の経費負担は確実に大きくなっています。

子供たちが安心・安全に学べるようにするために、教職員定数改善計画の策定・実施や教育条件整備のための教育予算の拡充を求めるものです。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、保護者の収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えました。

政府は、大学等での就学を継続できるよう学びの継続のための学生支援緊急給付金を創設しましたが、大学等の中途退学者や休学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生が6,651人にもなります。

また、厚生労働省の国民生活基礎調査2019年度によると、子供の貧困率は13.5%、およそ子供7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。貧困対策においては、支援を必要とする子供たちに対して相談体制の充実や学校以外の関連機関と連携した支援を行うなどの取組が、今以上に進められていくことが必要であります。

また、高等学校等就学支援金制度においては、新制度がつくられ改善・充実していますが、全ての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる改善・充実を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度の充実を求めるものです。

最後に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願の趣旨説明をさせていただきます。

県内において、子供たちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事

の際には地域の避難所となっています。

玉城町は、津波浸水想定区域内には指定されていませんが、県内の津波による浸水が予想される地域などに所在する学校は、公立小・中学校で107校となっており、その大多数が避難所に指定されているものの、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波防災推進計画の策定は全国的にも進んでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。

また、2020年9月、内閣府から、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設運営訓練ガイドライン（第2版）」が示されましたが、それぞれの自治体において、施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるのかを危惧するところです。

災害や感染症はいつ発生するか分かりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者・障害者、女性、乳幼児等への配慮等、改善すべき課題があります。政府の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。

近年、全国各地で、大雨による土砂災害などの自然災害が後を絶ちません。巨大地震等の災害も想定し、被災者が安心して避難できるように最善の備えをしていくという考えの下、防災対策の充実を求めるものです。

以上が請願の趣旨です。

議員各位におかれましては、請願内容を十分に理解賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎日程第33 発議第6号

○議長（山口 和宏） 次に、日程第33、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である津田久美子君に趣旨説明を求めます。

4番 津田久美子君。

○4番（津田 久美子） ただいま議長より趣旨説明を求められましたので、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。

この中で地方財政は、来年度においても、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

よって、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう国に強く要望いたします。

1つ、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の

基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう十分な総額を確保すること。

1つ、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来、国庫補助金等により対応するべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

1つ、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

1つ、令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

1つ、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係各省に意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 以上で提出者の趣旨説明は終わりました。

なお、発議第6号の質疑、討論、採決は、全て他の議案と同様の日程にて審議をいたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

明日15日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時27分 散会)